

2010年9月30日 全31頁

# 税・社会保険料の課税ベースの国際比較と提言

資本市場調査部 制度調査課  
是枝 俊悟

## 給与所得控除と社会保険料控除の改正により税収増と格差縮小が可能

### [要約]

- 政府・与党は、2011年度以降の税制改正にあたって、所得税の課税ベースの拡大と累進構造の回復を目指している。また、税と社会保険の一体改革が目指されている。
- 所得税と社会保険料の課税ベースを国際比較すると、日本においては社会保険料の課税ベースは先進諸外国よりやや広い一方、所得税の課税ベースが狭い。所得税の課税ベースが狭い主な原因は社会保険料控除と給与所得控除にある。両控除を改正することにより、日本の所得税は累進構造の回復と増収の余地がある。
- 給与所得控除の上限を200万円、社会保険料控除の上限を100万円とすると、年収約800万円以上の給与所得者に負担増を求めることになり、約5,500億円の税収増が見込まれる。給与所得控除を一律100万円とし、社会保険料控除を廃止して給与所得者1人あたり18万円の「社会保険料還付つき税額控除」を導入すると、年収約450万円以上の給与所得者に負担増を求めることになり、約2兆6,000億円の税収増（基礎年金国庫負担分の財源不足額とほぼ同額）と、低所得者の社会保険料負担の軽減を同時に図ることが可能である。

### [目次]

1. はじめに	2 ページ
2. 日本の所得税と社会保険料の課税ベース	5 ページ
2-1. 日本の所得税の課税ベース	／ 2-2. 日本の社会保険料の課税ベース
2-3. まとめ	
3. 所得税と社会保険料の課税ベースの国際比較	11 ページ
3-1. 所得税の課税ベースの国際比較	／ 3-2. 社会保険料の課税ベースの国際比較
3-3. まとめ	
4. 所得税の累進性回復・税収増のための改正案	15 ページ
4-1. 税+社会保険料の合計負担	／ 4-2. 所得控除の累進性回復・税収増のための改正案
5. まとめ	23 ページ
補足. 国保・国民年金に加入している給与所得者について	23 ページ
補足-1. 国保・国民年金に加入している給与所得者	／ 補足-2. 国保・国民年金の保険料
補足-3. 税+社会保険料の合計負担と改正案	
参考文献等	30 ページ

## 1. はじめに

### ◆課税ベースの拡大（および給付つき税額控除の導入）による所得再分配の向上と税収の確保

- 現在、政府・与党は、所得税の所得控除の縮減による課税ベースの拡大（および給付つき税額控除の導入）によって所得再分配機能の向上と税収の確保を目指している。
- 2010年6月に政府税制調査会専門家委員会が発表した「議論の中間的な整理」では、2010年度予算で新規国債発行額が税収を上回る危機的な状況となってしまったこと、および1980年代以降の税制改革で先進諸外国に比べ日本だけが所得税収を大きく減らしており、所得税の持つ所得再分配機能が失われていることを問題点として指摘した。このため、税制抜本改革の目指す姿として、所得税の持つ所得再分配機能を回復させることと税収を増加させることが検討課題として掲げられている<sup>1</sup>。
- また、税制抜本改革による安定財源の確保を前提に基礎年金の国庫負担割合を2009年度までに1/3から1/2に引き上げることとされていたが、2009年度・2010年度において税制抜本改革は実施されず、特別会計からの繰り入れ（これは、積立金の取り崩しであり実質的な新規国債発行と同等といえる）で基礎年金の国庫負担分を賄っている状況にある。基礎年金の国庫負担割合1/2を特別会計からの繰り入れなしに税で補うためには、2.5兆円の財源が必要である。このことから、現状の社会保障制度を当面維持するだけでも、税収を大幅に増加させなければならないことがわかる。
- 所得税の所得再分配機能を回復させる方法としては、政府・与党は最高税率の引き上げやブラケットの見直しよりも、所得控除の廃止・縮小および給付つき税額控除の導入を積極的に検討している。
- 2009年12月に発表された「2010年度税制改正大綱」では、所得税について、「現行所得税の所得控除制度は、結果として、高所得者に有利な制度となっています。なぜなら同額の所得を収入から控除した場合、高所得者に適用される限界税率が高いことから高所得者の負担軽減額は大きくなる一方で、低い税率が適用される低所得者の実質的な軽減額は小さくなるからです」と述べている。
- また、「2010年度税制改正大綱」にて、納税者番号制度の導入を前提に、控除しきれない額を現金で給付する「給付つき税額控除」を導入することで、低所得者の所得を補うことを検討すると述べている。
- 一方で、最高税率の引き上げについては、2008年12月に発表された「民主党税制抜本改革アクションプログラム」において、「担税力の高い者ほど納税する場所を自ら選択できるような状況の中で、最高税率を引き上げることは、再分配機能の回復策として実効性に乏しい。むしろ所得再分配機能の強化のためには、現行の所得控除を手当や税額控除に転換することの方が、実効性が高い」と記されるなど、所得控除の廃止・縮小に比べてやや消極的な姿勢であると思われる<sup>2</sup>。

### ◆2010年度税制改正での対応

<sup>1</sup> 政府税制調査会専門家委員会の「議論の中間的な整理」についての詳細は、拙稿「政府税制調査会『中間的な整理』の分析（総論編・各論編）」（2010年8月4日発表）を参照。

<sup>2</sup> 「2010年度税制改正大綱」では、所得税の「税率構造の見直し」に触れていたり、政府税制調査会専門家委員会の発表した「議論の中間的な整理」における「主な意見」の中で最高税率の引き上げの検討が出されたりしたことはある（最高税率の引き上げは税収の増加を目的とするものではなく、所得の多い者に負担を求めるといったメッセージ的な位置づけとしてとされた）が、現在の政府・与党は、最高税率の引き上げよりも所得控除の廃止・縮小の方に積極的な姿勢と思われる。

- 2010 年度税制改正では、「所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当へ」をスローガンに、まず 16 歳未満の扶養控除が子ども手当（給付）に、16 歳以上 19 歳未満の特定扶養控除の一部が高校無償化（給付）に組み替えられた。
- 子ども手当の導入は、扶養控除の廃止だけでなく 2009 年度まで実施されていた所得制限付きの児童手当の廃止と合わせて実施されたため、児童手当の廃止も合わせた効果を考慮すると必ずしも低所得層に有利な改正になったとはいえない面もある<sup>3</sup>。一方、扶養控除の廃止による課税ベースの拡大は、所得税額としては高所得の世帯ほど納税額が増えることになり、この点では所得税の再分配機能が上昇したものとみえる<sup>4</sup>。
- 2011 年度以降の税制改正に向けて、さらなる所得税の課税ベースの拡大による所得再分配機能の向上と税収の確保が図られるものと考えられる。

#### ◆税・社会保障の一体改革

- 「2010 年度税制改正大綱」では、社会保障・税共通の番号制度の導入や、社会保険料と税について一体的に徴収を行う歳入庁の創設を検討することが掲げられており、税と社会保障を合わせた適切な所得捕捉・徴収体制と給付体制を整えるための改革が目指されている。
- 民主党が 2009 年 7 月に発表した「政策集 INDEX2009」にて、納税者番号制度の導入を前提とした給付つき税額控除制度実施の際に、給付額を社会保険料負担分と相殺することの検討が掲げられている。
- 現在、ほとんどの納税者にとって、所得税・住民税の納税額よりも社会保険料の納付額の方が多くなっている（本レポート 4-1 で後述）。健康保険・厚生年金・雇用保険は収入に対して一定率の保険料となっているため、低所得者にとっては社会保険料の負担感が重いものとなっている。
- さらに、5 人未満規模の企業に勤務している者やいわゆる非正規社員などは給与所得者であっても健康保険・厚生年金に加入できず、国保・国民年金に加入している。国保・国民年金に加入している給与所得者は、収入が少ない一方で収入に対し高い率の社会保険料を課せられており、国民年金の未納・滞納者は給与所得者において特に多くなっている（本レポート補足で後述）。これらの未納者を減少させ、医療・年金のセーフティネットから漏れる人を減らすことが急務とされる。
- 本レポートでは、これらの点を踏まえ、（後述する改正案のケース②において）「社会保険料還付つき税額控除」の導入を提言する。「社会保険料還付つき税額控除」制度は、給与所得者について現行の社会保険料控除を廃止する代わりに年 18 万円の税額控除を与え、所得税・住民税から控除しきれない場合は社会保険料の還付をする制度である。
- 「社会保険料還付つき税額控除制度」を導入すると、年収 130 万円程度までの収入について社会保険料を課されず、それを超える収入を得ても少しずつ社会保険料が増加していく形となり、低所得者の社会保険料負担を大きく軽減することができる（一方、年収約 450 万円以上の者については税負担増を求めることになる）。

#### ◆当面難しい消費税の増税

- 税収を増加させるための方策としては、政府・与党は所得税の増税の他に、消費税の増税も検討対象に挙げて

<sup>3</sup> 拙稿「2011 年以降の子育て世帯の手取り収入の変化の試算」（2010 年 6 月 28 日発表）を参照。

<sup>4</sup> 扶養控除の廃止・特定扶養控除の縮小については住民税でも同様に行われているが、住民税は税率 10% の一律税率であるため、（課税対象者である限り）高所得者も低所得者も増税額は同じであり、所得再分配効果はない。

いる。2010年7月の参議院選挙前には、民主党が消費税増税を含む税制改革検討のための超党派協議の実施をマニフェストに掲げていた。しかし、参議院選挙で与党過半数割れとなった結果を受けて、菅首相が、消費税を含む税制抜本改革について「いつまでに結論を出すという期限を出すことは改める」<sup>5</sup>と発言するなど消費税増税のための機運は下火となっている。

- そもそも民主党だけでなく野党第一党である自民党についても、次の総選挙後までには消費税の増税はしないという姿勢を貫いている。また、消費税増税は、給付つき税額控除の導入がない限りは低所得者の負担が重くなる点が問題視されており、給付つき税額控除導入の前提としては納税者番号制度が必要とされている。これらの点から、消費税増税は次の衆議院選挙までには実現できそうにない状況にある。
- これらを踏まえ、本レポートではまず所得税の増税にて再分配構造の回復と税収の確保を目指す方策を検討する。

### ◆本レポートのねらいと概要

- 税と社会保険（社会保障）の一体改革を考える際、税と社会保険料では徴収の対象となる収入や所得が大きく異なっている。一般的には、社会保険料徴収の対象となる収入や所得は「課税ベース」ではなく「賦課対象」や「賦課標準」などという用語で呼ばれる。ただし、本レポートでは、税と社会保障の合計額を分析する観点、徴収の対象となる収入や所得の違いを分析する観点から、税・社会保険料ともに「徴収の対象となる収入や所得」のことを「課税ベース」と呼ぶ。
- 税と社会保険料の課税ベースが異なる例として、所得税は給与収入から給与所得控除や基礎控除、配偶者控除などの様々な控除が行われた後の「課税所得」に対して課されるのに対し、健康保険料や厚生年金保険料などは給与収入に対して何ら控除が行われずに一定率が課される一方で、保険料の徴収対象となる収入には上限があることがあげられる。
- 本レポートでは、政府の所得税の課税ベースを拡大していく方針および、税と社会保険の一体改革を行う方針を踏まえ、給与所得者について日本の税と社会保険の課税ベースの違いについて整理する。また、先進諸外国との比較分析を行う。
- 先進諸外国との税と社会保険の課税ベースの違いを分析した結果、日本の所得税においては、主に給与所得控除と社会保険料控除が大きいために課税ベースが狭くなっている一方、社会保険料については先進諸外国よりも課税ベースがやや広いことがわかった。すなわち、給与所得控除と社会保険料控除を改正することにより、所得税の課税ベースの拡大を図る余地があるといえる。
- これを踏まえ、所得税の課税ベースの拡大（および「給付つき税額控除の導入」）によって所得再分配の強化と税収増を実現できる税制改正案を提言する。これは、政府・与党の方針にも合致する。
- ケース①は、給与所得控除と社会保険料控除に上限を設け年収約800万円以上の給与所得者に所得が多い者ほど負担増を求める案である。ケース②は、給与所得控除を一律100万円にし、社会保険料控除を廃止して「社会保険料還付つき税額控除」を導入することで、年収約450万円以上の給与所得者に所得が多い者ほど税負担増を求める一方で、低所得者の社会保険料負担を軽減し所得再分配を強化する案である。
- ケース①では、約5,500億円の増収、ケース②では約2兆6,000億円の増収を図ることができる。ケース②の増収額は、基礎年金の国庫負担分の不足額2兆5000億円に相当し、これを基礎年金の国庫負担分に充てることで現行の年金制度を当面安定的に維持することができるようになる。

<sup>5</sup> 8月3日付日本経済新聞朝刊1面より。

## 2. 日本の所得税と社会保険料の課税ベース

### 2-1. 日本の所得税の課税ベース

○給与所得者に関して、日本の所得税の課税ベースを概説する（住民税の課税ベースについては説明を省略するが、所得税の課税ベースとほぼ同じである）。

#### ◆①収入

○所得税法上の「収入」がいくらかを求める。この「収入」は、所得税法の原則としては会社から給与や賞与などとして現金として支給されるもののみならず、社宅や社員食堂の食事など現物で支給されることも含むこととなっている（所得税法 36 条）が、実質的には現物支給に対する課税は法令や通達により緩和されていることが多い。

○所得税の課税対象から除かれる主なものは、以下の通りである。

- ・通勤費…通勤手当や通勤定期券は月 10 万円を上限として所得税の課税対象から除かれている。
- ・社宅…会社契約の社宅の家賃を実質的に補助してもらっている場合、その補助相当額については所得税法上の「収入」から除かれることが多い<sup>6</sup>。
- ・社員食堂の食費・食券など…一定の条件を満たせば月 3,500 円を上限として所得税の課税対象から除かれる。

#### ◆②所得

○「収入」から必要経費を引いた金額が所得税法上の「所得」となる。

○給与所得者については、原則として必要経費は収入に応じて「給与所得控除」として以下の算式で算出される。

図表 1 給与所得控除額の速算表

収入金額		給与所得控除額
	162.5万円以下	65万円(最低保証額)
162.5万円超	180万円以下	収入金額×40%
180万円超	360万円以下	収入金額×30%+ 18万円
360万円超	660万円以下	収入金額×20%+ 54万円
660万円超	1,000万円以下	収入金額×10%+ 120万円
1,000万円超		収入金額× 5%+ 170万円

(出所) 所得税法をもとに大和総研制度調査課作成

○「給与所得控除」の額は収入が 162.5 万円以下の場合には 65 万円の最低保証額となる。収入が 162.5 万円超の場合は、収入に応じて定められた割合で給与所得控除が算定され、その割合は年収が増加するにつれ 40%か

<sup>6</sup> 所得税法基本通達 36-41~47 では「使用者が使用人から徴収している賃貸料の額が通常の賃貸料の額の 50%相当額以上である場合、住宅等の貸与により受ける経済的利益はないものとする」としている。この「通常の賃貸料の額」は固定資産税課税標準額をもとに算定されるが、一般的な家賃相場よりも大幅に低く算定されることが多いため、実質的に 50%を超える割合で会社から家賃の補助が行われている場合でもその金額について所得税の課税対象とならないことが多い（山内直人「フリンジ・ベネフィット課税の経済分析」（『日本労働研究雑誌』429号、1995年）を参照）。

ら5%まで減少していく。金額としては、年収が増加するほど「給与所得控除」は増加し、上限はない。

- 給与所得を得るために不可欠とされる必要経費と、「給与所得控除」とを比較すると、給与所得控除の方が多くと考えられている<sup>7</sup>。このため、「給与所得控除」は、給与所得者にかかる「勤務費用の概算控除」としての位置づけのほか、給与所得者特有の事情に配慮した「他の所得との負担調整のための特別控除」という二つの要素を含むものとされている<sup>8</sup>。
- 実際にかかった「特定支出」がこの「給与所得控除」より多い場合は、給与所得控除に加えて、特定支出が給与所得控除を超過した額について「特定支出控除」として給与所得から控除することができる。
- 武田昌輔監修の『DHCコンメンタール所得税法』では、「この給与所得者の特定支出控除制度は、特定の支出の負担を余儀なくされるサラリーマンの負担を考慮するものとして昭和62年度の改正の際に創設されたものであるが、必要経費の実額控除を認めるものではない。この制度は給与所得の必要経費の概念自体をどう捉えるかは別として、サラリーマンが負担を余儀なくされるような特有の支出の額が給与所得控除額を上回るときは、その上回る部分の金額を控除するものである趣旨の制度であり、従って、控除の対象とされる特定の支出の範囲もサラリーマン特有の支出として限定的なものとなっている」と説明している。
- 特定支出控除制度はサラリーマンの必要経費の実費控除という位置づけではなく、また、特定支出に含まれる支出の範囲が給与所得控除として概算される必要経費の範囲を示すものという位置づけでもないようである。
- 「特定支出」として認められているものは図表2の5点に限定されており、その範囲は極めて狭く、近年の年間利用者数はわずか10名前後で推移している（図表3）。

**図表2 特定支出の対象**

- ・一般の通勤者として通常必要であると認められる通勤のための支出
  - ・転勤に伴う転居のために通常必要であると認められる支出のうち一定のもの
  - ・職務に直接必要な技術や知識を得ることを目的として研修を受けるための支出
  - ・職務に直接必要な資格（※）を取得するための支出
  - ・単身赴任などの場合で、その者の勤務地又は居所と自宅の間の旅行のために通常必要な支出のうち一定のもの
- （※）弁護士、税理士、公認会計士などの人の資格で法令の規定に基づきその資格を有する者に限り特定の業務を営むことができることとされているものを除く。

（出所）通達等をもとに大和総研制度調査課作成

**図表3 特定支出控除の利用者数の推移**

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
特定支出控除利用者数	9人	13人	9人	7人	6人

（出所）国税庁課税部個人課税課の調べより

<sup>7</sup> 給与所得者の必要経費額について推計したものには、田中修司「給与所得控除の本質と課税最低限をめぐる問題-その改革をめぐる」(1995年)、(旧)政府税制調査会答申「わが国税制の現状と課題-21世紀に向けた国民の参加と選択」(2000年)、小林豊「給与所得控除の理論的根拠についての考察」(2009年)などがあるが、これらのいずれも実際の給与所得者の必要経費に対して、給与所得控除額は過大になっていると推計している。

<sup>8</sup> (旧)政府税制調査会「個人所得課税に関する論点整理」(2005年)を参照。

## ◆③所得控除

- 「所得」から「所得控除」を差し引いた金額が、「課税所得金額」となりこれが課税ベースとなる。
- 所得控除の一覧は、以下の図表4の通りである。財務省の資料では、所得控除を「基礎的な人的控除」、「特別な人的控除」、「その他の所得控除」と分類しており、本レポートでもその分類に沿って説明する（「その他の所得控除」については、「物的控除」と呼ぶ）。

図表4 所得控除の一覧表

		控除額	上限	
物的控除	雑損控除	5万円超過分の災害関連支出額 など		
	医療費控除	10万円超過分の医療費 など	200万円	
	社会保険料控除	社会保険料の全部		
	小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金の全部	(制度上の掛金に上限あり)	
	生命保険料控除	支払った保険料の全部または一部	10万円⇒12万円 (2012年より)	
	地震保険料控除	支払った保険料の全部または一部	5万円	
	寄附金控除	2,000円超過分の寄附金	総所得金額等の40%	
特別な人的控除	障害者控除	27万円☆		
	寡婦(寡夫)控除	27万円または35万円		
	勤労学生控除	27万円		
基礎的な人的控除	配偶者控除	38万円★		
	配偶者特別控除	所得に応じて0~38万円		
	扶養控除	16歳未満	38万円⇒0(2011年より)★	
		16歳以上19歳未満	63万円⇒38万円(2011年より)★	
		19歳以上23歳未満	63万円★	
		23歳以上70歳未満	38万円★	
70歳以上	48万円または58万円★			
基礎控除	38万円			

★印については、2010年までは、同居する特別障害者について35万円の加算措置があるが、2011年以降は障害者控除(☆印)の金額に加算する措置に改正される。

(出所)法令等をもとに大和総研制度調査課作成

- 「物的控除」とは、納税者が支払った費用に関して、税務上全部または一部が控除されるものであり、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除（個人型確定拠出年金の掛金も含まれる）、生命保険料控除（私的年金保険の保険料も含まれる）、地震保険料控除、寄附金控除がこれにあたる。
- 「特別な人的控除」とは、特別な困難を抱えている納税者に対する課税上の配慮として、要件にあてはまる者に対して一定額が控除されるものであり、障害者控除、寡婦（寡夫）控除、勤労学生控除がこれにあたる。
- 「基礎的な人的控除」とは、必要最低限の生活費には課税しないという考え方から、納税者および納税者が扶養する配偶者・親族の年齢および人数に応じて一定額が控除されるものであり、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除がこれにあたる。なお、扶養控除については、2010年度税制改正により2011年以降、16歳未満の部分について廃止され（子ども手当に組み替え）、16歳以上19歳未満の部分について63万円から38万円に縮小される（高校無償化に組み替え）。

## 2-2. 日本の社会保険料の課税ベース

- 給与所得者に関して給与所得者が原則として加入することとなっている健康保険（健康保険組合または協会けんぽ）、厚生年金、雇用保険について社会保険料の課税ベースを概説する。なお、給与所得者であっても国保・国民年金に加入している場合もあり、この場合については本レポートの補足で解説する。
- 社会保険料の課税ベースは「賃金」、「報酬」、「賞与」という用語が用いられるが、これは、保険料の徴収

の際だけでなく失業手当や老齢厚生年金など給付額を算定する際にも用いられる。

○社会保険料に関しては所得税のような「控除」という概念はなく、保険料の徴収にあたって必要経費の金額や最低生活費などは考慮されず、原則として賃金、報酬、賞与として算定された金額のすべてに対して一定率で保険料が課される。

#### ◆賃金・報酬・賞与

○給与所得者が負担する社会保険料は、雇用保険料、健康保険料（40歳以上なら介護保険料も含む）、厚生年金保険料の3種類である<sup>9</sup>。雇用保険料に関しては「賃金」に応じて、健康保険料に関しては「報酬」および「賞与」に保険料率を掛けて求められる。保険料は原則労使折半（事業主の負担を増加させることも可能）である。

○賃金・報酬・賞与の定義は以下の図表5の通りである。現物関連では、通勤費について保険料の徴収対象に含める点が所得税の課税ベースと比べた大きな違いである。住宅補助や食事の支給については、所得税と同様に実質的に徴収対象とならない場合が多い<sup>10</sup>。

図表5 社会保険料徴収の対象となる賃金・報酬・賞与の定義

		健康保険 (介護保険)	厚生年金保険	雇用保険
原則	賃金	/		賃金、給与、手当、賞与その他の名称のいかんを問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払うもの(労働保険徴収法2条)
	報酬	賃金、給与、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償として受けるすべてのもの(臨時に受けるものおよび3月を超える期間ごとに受けるものを除く) (健康保険法3条、厚生年金法3条)		/
	賞与	賃金、給与、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償として受けるすべてのもののうち3月を超える期間ごとに受けるもの (健康保険法3条、厚生年金法3条)		/
現物給与の扱い	通勤費	保険料の徴収対象に含まれる		保険料の徴収対象に含まれる
	住宅補助	実質的に保険料の徴収対象とならない場合が多い		原則として保険料の徴収対象としない
	食事	実質的に保険料の徴収対象とならない場合が多い		実質的に保険料の徴収対象とならない場合が多い

(出所) 法令等をもとに大和総研制度調査課作成

<sup>9</sup> 労災保険料は全額事業主が負担し、給与所得者の負担はない。

<sup>10</sup> 住宅および食事について給与として算定される金額は、都道府県ごとに厚生労働大臣が告示した金額をもとに評価が行われる。食事についてはその評価額の2/3以上を自己負担している場合は、食事の利益はないものとみなされる。住宅についてはその評価額以上を自己負担している場合は、住宅の利益はないものとみなされる。ただし、その評価額は実勢相場よりかなり低い金額が設定されており、例えば東京都において食事は1日あたり660円(朝食170円、昼食230円、夕食260円)、住宅は1畳につき月1,360円(即ち8畳間なら月10,880円)となっている(平成21年3月31日、厚生労働省告示第231号)。

## ◆徴収対象となる賃金・報酬・賞与の上限

○健康保険と厚生年金については保険料の徴収対象となる報酬・賞与には上限があり、以下の図表6の金額を超えた部分については保険料の徴収対象とされない。雇用保険については保険料の徴収対象となる賃金に上限はない（ただし、失業給付、育児休業給付金などの給付の際に計算対象となる「賃金」には上限がある）。

図表6 社会保険料の徴収及び給付の対象となる賃金・報酬・賞与の上限

		健康保険 (介護保険)	厚生年金保険	雇用保険
保険料の 徴収対象	賃金の上限			上限なし
	報酬(標準報酬月額) の上限	月121万円(年1,452万円)	月62万円(年744万円)	
	賞与(標準賞与額) の上限	年540万円	1回あたり150万円 (年2回支給なら年300万円)	
給付	給付額の算定対象と なる賃金・報酬・賞与	上限なし (ただし、賞与分は傷病手当の支 給額には反映されない)	上限なし (賞与分についても年金支給額 に反映される)	年齢や給付内容に応じて 上限あり (賞与分は失業給付等の額には反 映されない)

(出所) 法令等をもとに大和総研制度調査課作成

## ◆上限年齢

○雇用保険と厚生年金保険については、保険料徴収の対象となる上限年齢がある。雇用保険は、64歳に到達した後の年度からは保険料が徴収されなくなる。厚生年金は70歳に到達した月より保険料が徴収されなくなる。

図表7 社会保険料徴収の上限年齢

	健康保険 (介護保険)	厚生年金保険	雇用保険
保険料徴収対象とな る上限年齢	(健康保険は、75歳に到達する 月の前月まで。 介護保険は、65歳に到達する月 からは徴収体系が異なる)	70歳に到達する月の前月まで	64歳に到達後の最初の3月まで
備考	(75歳到達月からは後期高齢者 医療制度に加入する。 65歳到達月からは、介護保険第 1号被保険者となる)	60歳以降に支払った保険料は、 基礎年金(1階)部分には反映さ れず、報酬比例(2階)部分にの み反映される。 60歳以降に収入がある場合は、 厚生年金の支給額が減額される 場合がある(在職老齢年金)	64歳到達後の年度からは保険料 徴収の対象とならない。65歳に達 した日以後は「高齢継続被保険 者」となり、一般の被保険者と比 べて給付の種類及び金額が少な くなる。

(出所) 法令等をもとに大和総研制度調査課作成

## 2-3. まとめ

○給与所得者について、所得税と社会保険料の課税ベースをまとめると、次のページの図表8のようになる。

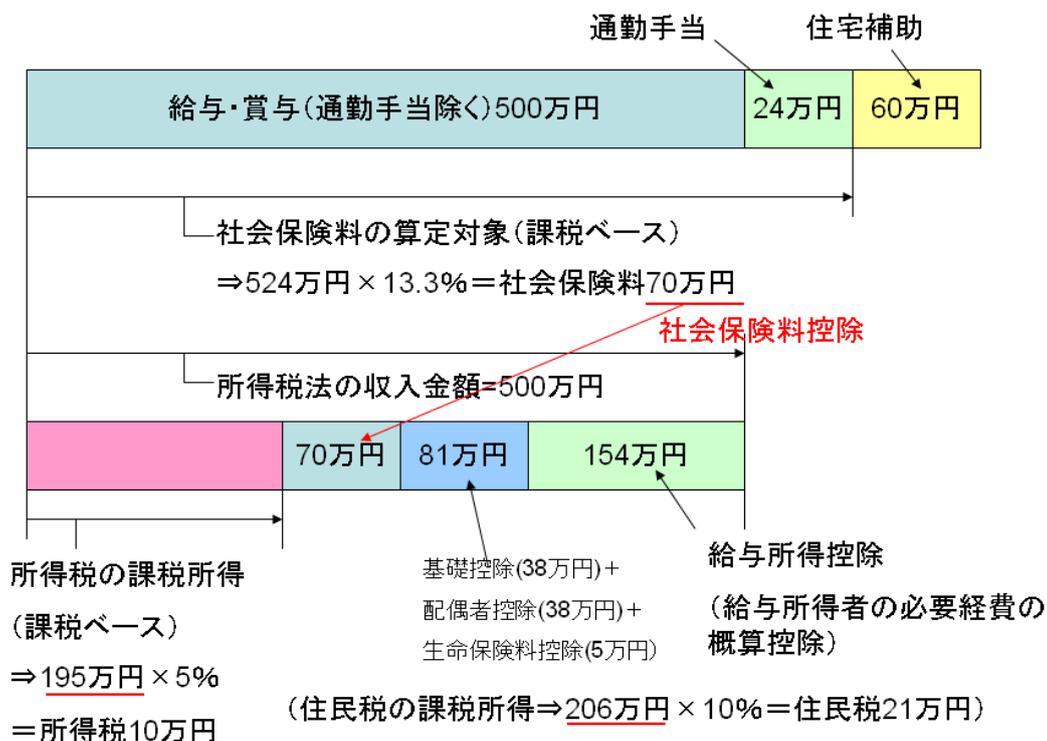
図表 8 税・社会保険の課税ベースのまとめ

		所得税(住民税所得割)	健康保険 (介護保険)	厚生年金保険	雇用保険
現物給与	通勤費	原則課税ベースとならない	課税ベースとなる		
	住宅・ 食事	課税ベースとならないことが多い			
概算経費控除		控除あり	控除なし		
人的控除		控除あり	控除なし		
徴収対象となる 収入の上限		上限なし	報酬: 月121万円 賞与: 年540万円	報酬: 月62万円 賞与: 1回150万円	上限なし
徴収対象となる 年齢の上限		上限なし	(75歳まで)	70歳まで	65歳まで

(出所) 法令等をもとに大和総研制度調査課作成

○例えば、給与および賞与として500万円、別途通勤手当として月2万円、家賃補助相当額として月5万円を支給されている給与所得者（控除対象配偶者がいるものとする）について、税（所得税については2010年度改正を反映後）と社会保険料（雇用保険、健康保険（健保組合または協会けんぽ）、厚生年金）の課税ベースを示すと以下の表の通りとなる。

図表 9 税と社会保険の課税ベースの違いの例（2010年度改正後）



(出所) 大和総研制度調査課作成、1万円未満の金額は四捨五入を行った。

○図表 8 の例において、社会保険料の課税ベースは 524 万円であるが、所得税の課税ベースは 195 万円と、所得税の課税ベースは社会保険料の課税ベースと比べて大幅に少ないことがわかる。

### 3. 所得税・社会保険料の課税ベースについての国際比較

#### 3-1. 所得税の課税ベースの国際比較

○日本の所得税は、先進諸国の税制と比較すると所得控除の給与収入に対する割合が高く、課税ベースが小さい。

○一橋大学経済学研究科教授の田近栄治氏および、京都産業大学経済学部教授の八塩裕之氏は、先進諸国の所得税（ここでは個人所得に対する地方税も含む）と日本の所得税の課税ベースを比較して、「①所得控除が大きく、低所得者のみならず、高所得者の税負担も大幅に軽減されている、②ほとんどの世帯において、社会保険料の負担は、所得税に比べて大きい、③年金世帯の税と社会保険料負担は、給与所得世帯よりもはるかに低い」の 3 点を日本の所得税が抱える問題として指摘している<sup>11</sup>。

○以下の図表 10 は、田近・八塩両氏が OECD の「Taxing Wage 2007」より作成した、日本および先進諸国の所得税の控除についての各国比較である（各国の平均給与収入を得た世帯に対する課税をもとに比較している）。

図表 10 所得税の控除の各国比較

夫婦子供2人世帯(片働き、給与額は国内平均給与額) (単位:%)

	世帯給与額		基礎控除	配偶者控除	扶養(児童)控除	社会保険料控除	勤労控除(給与所得控除)	他	控除合計(給与に占める比率)
日本	5,026,113	円	7.6	7.6	15.1	12.2	30.7		73.2
アメリカ	40,857	ドル	43.8		17.1				60.9
イギリス	33,473	ポンド	18.0						18.0
ドイツ	43,942	ユーロ	34.8			10.0	2.1	0.2	47.1
オランダ	42,363	ユーロ				2.2			2.2
スウェーデン	348,757	クローネ	3.5						3.5

単身世帯(給与額は国内平均給与額) (単位:%)

	世帯給与額		基礎控除	配偶者控除	扶養(児童)控除	社会保険料控除	勤労控除(給与所得控除)	他	控除合計(給与に占める比率)
日本	5,026,113	円	7.6			12.2	30.7		50.5
アメリカ	40,857	ドル	21.9						21.9
イギリス	33,473	ポンド	18.0						18.0
ドイツ	43,942	ユーロ	17.4			6.6	2.1	0.1	26.2
オランダ	42,363	ユーロ				2.2			2.2
スウェーデン	348,757	クローネ	3.5						3.5

(注)ここでは所得税は、国税、地方税を含んだものである。ドイツでは課税所得が7,664ユーロまではゼロ税率が適用される(上記ではこの7,664ユーロを、基礎控除として考えて計算している)。ただし、夫婦は「夫婦単位課税」が選択可能である。この場合は、課税所得を半分にした値に税率を適用して税額を求め、それを2倍して支払い税額とする。そのため、ゼロ税率も2回適用されると考え、7,664ユーロ×2を基礎控除とした。日本では民主党新政権のもとで、中学生まで児童への所得控除が廃止されるが、上記はこの分は反映していない。OECD, Taxing Wages 2007より作成。

(出所)田近栄治・八塩裕之「税収の確保と格差の是正～給付付き税額控除の導入」p.69(土井文朗編『日本の税をどう見直すか』第2章、日本経済新聞出版社、2010年)

○図表 10 をみると、日本の所得税は、夫婦子供 2 人世帯においても、単身世帯においても先進諸国と比べて、

<sup>11</sup> 田近栄治・八塩裕之「税収の確保と格差の是正～給付付き税額控除制度の導入」、p. 75 (土井文朗編『日本の税をどう見直すか』第 2 章、日本経済新聞出版社、2010 年)

給与収入に占める所得控除の割合が高いことがわかる（2010年度税制改正によって16歳未満に対する扶養控除が廃止された後においても、なお給与収入に占める所得控除の割合はアメリカと同程度の水準で、先進諸国と比べて比較的高い水準といえる）<sup>12</sup>。

○控除の内訳についてみると、給与所得控除（厳密には「所得控除」ではなく、「収入」に対する控除である）が30.7%と突出している一方で、基礎控除は7.6%と比較的低い水準であることがわかる<sup>13</sup>。

○社会保険料については、日本では全額所得税の課税対象から除かれているが、先進諸国の例を見ると、必ずしも所得税の課税ベースから全額控除されるべきものとはいえないことがわかる。アメリカ・イギリス<sup>14</sup>・スウェーデンにおいては考慮されず、ドイツには控除額に上限が設定されている。

○なお、日本の給与所得控除に類する給与所得者の必要経費等の控除制度について、日本と諸外国の制度を比較したものが以下の図表11である。

図表 11 給与所得者の必要経費等についての各国の制度の概要

(2010年1月現在)

	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
<b>概算控除</b>	給与所得控除(給与収入金額に応じ、控除率：40%～5%の5段階、最低65万円)が認められる。	標準(概算)控除(夫婦共同申告の場合) 11,400ドル (101.5万円)	なし	被用者概算控除 920ユーロ (12.2万円) 特別支出概算控除 36ユーロ (0.5万円)	必要経費概算控除 社会保険料控除後の給与収入金額の10% 最低控除額 415ユーロ (5.5万円) 最高控除額 13,948ユーロ (185.5万円)
<b>実額控除</b>	通勤費等勤務に直接必要な特定支出の額が給与所得控除額を超える場合は、その超える部分につき、特定支出控除が認められる。	上記に代えて、必要経費については、実額(項目別)控除が認められる。 実額控除は、給与所得者の必要経費の他、以下のような職務以外の個人的な経費についても認められる。 ・医療費 ・慈善寄付金	必要経費については、実額控除が認められる。 実額控除は、原則として以下のものについて認められる。 ・適格旅費(注：通勤費は認められない) ・適格旅費以外の費用のうち、全体として、専ら職務の遂行を目的として支出され、職務の遂行に必要不可欠なもの	上記に代えて、必要経費については、一定の実額控除が認められる。	上記に代えて、必要経費については、実額控除が認められる。

(備考) 邦貨換算レートは、1ドル=89円、1ユーロ=133円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成21年(2009年)11月中における実勢相場の平均値)。

(出所) 財務省資料(未定稿として)

<sup>12</sup> 図表10では、「子供2人」は2人とも16歳未満として設定されている。

<sup>13</sup> なお、図表10における「基礎控除」は、夫婦単位課税を選択可能なアメリカ・ドイツにおいては夫婦2人分の基礎控除額となっている。「夫婦子供2人世帯」におけるアメリカ・ドイツにおける「基礎控除」のうち1人分は、配偶者がいることにより与えられる基礎控除額だと考えれば、日本の「配偶者控除」と同等と考えることもできる。

<sup>14</sup> イギリスは公的医療制度について、社会保険料負担はなく全額税で賄っている。

- 田近・八塩両氏の研究（図表 10）では、「勤労控除」とは、給与所得者の概算経費控除について広く包摂したのではなく、給与収入額に応じて変動する場合に限っている。しかし、給与収入額によらず一定額として与えられている概算控除（アメリカ・ドイツ）については日本の「給与所得控除」と同等と考えることもできる。このアメリカ・ドイツの概算控除を給与所得控除に含めて考えたとしても、なお日本の給与所得控除は先進諸国と比べて高い水準といえる<sup>15</sup>。
- 給与所得者の経費について概算控除と実額控除を選択できる国においても、実額控除（Itemized deduction）を選択する割合はアメリカにおいて 33.8%（2008 年）<sup>16</sup>であるなど、（日本よりは割合は多いにせよ）諸外国においても少数派のようである。

### 3-2. 社会保険料の課税ベースの国際比較

- 先進諸国<sup>17</sup>の社会保険料率と保険料徴収対象収入の上限は次のページの図表 12 及び図表 13 に示される。
- 社会保険料には各国とも徴収対象となる収入に上限があるか、一定収入を超えた場合は保険料率が低くなる場合が多く、アメリカ・イギリス・フランス・ドイツ・スウェーデンのいずれも年収 1,500 万円以上の収入に対して課される労働者負担の保険料負担はないか、2%以下の低率となっている。
- 図表 13 のグラフについては、為替相場の影響で上限は上下することになるので、ある程度幅を持って見なければならぬ<sup>18</sup>が、日本の医療保険や年金の保険料徴収となる収入の上限は先進諸国と比べ、やや高めであるといえ、日本の社会保険料の課税ベースは比較的広いといえる。
- なお、給与所得者における利子・配当・譲渡所得などの金融所得に関しては、日本と同様にアメリカ・イギリス・フランス・ドイツ・スウェーデンにおいても社会保険料の徴収対象となっていない（ただし、フランスには金融所得を含めた全ての所得を対象とした社会保障目的税が存在する）。
- イギリス・スウェーデンにおいては一定以下の収入について、保険料の算定対象外にする扱いがあるが、この扱いは日本にはない。

<sup>15</sup> ドイツの概算控除金額は日本の給与所得控除の金額より明らかに少ない。また、アメリカの概算控除の金額である約 100 万円には、日本の給与所得者は年収 280 万円程度で到達するため、ほとんどの日本の給与所得者から見て、日本の給与所得控除制度はアメリカの概算控除制度よりも控除額が多いものといえる。

<sup>16</sup> 米国 IRS "Tax Statics2010"より

<sup>17</sup> OECD 加盟国のうち日本を除く 2009 年の名目 GDP（ドル換算）の多い順 4 カ国と（アメリカ、ドイツ、フランス、イギリス）と高福祉国の代表例としてスウェーデンの計 5 カ国を比較対象として選んだ。

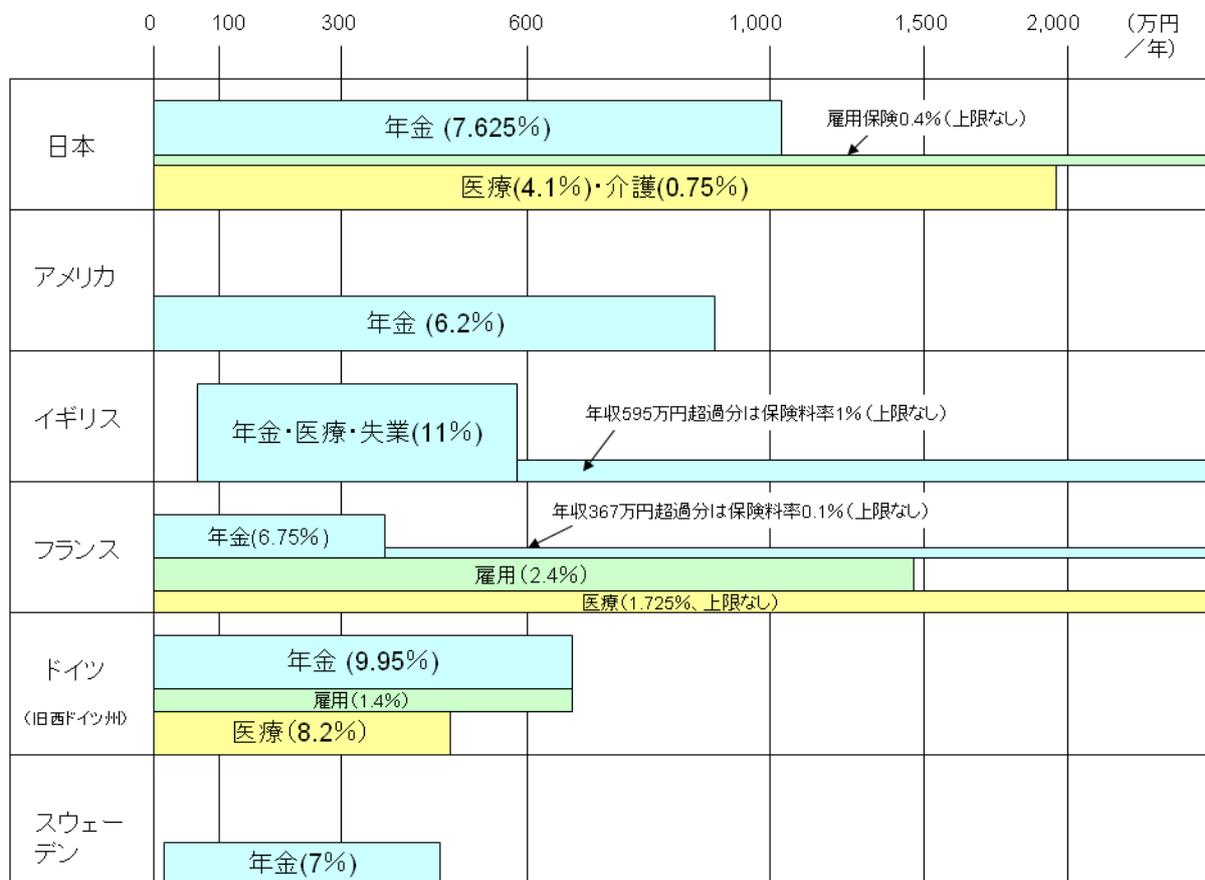
<sup>18</sup> 2010 年 8 月 25 日現在、2009 年初と比べて円に対し、米ドルは 8.7%安、ポンドは 4.5%安、ユーロは 8.3%安、スウェーデンクローナは 3.3%安となっている。

図表 12 海外主要国の社会保険料率と保険料徴収対象収入の上限 (2009年)

		アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	スウェーデン
年金	保険料(税)率	12.4%(労使折半)	週110~844ポンド部分: 23.8%(労11%・使12.8%) 週844ポンド超部分: 13.8%(労1%・使12.8%)	月2,859ユーロ以下部分: 16.65%(労6.75%・使9.9%) 月2,859ユーロ超部分: 1.7%(労0.1%・使1.6%)	19.9%(労使折半)	年168,104~410,763クローナ 部分:17.21%(労7%・使 10.21%) 年410,763クローナ超部分: 10.21%(使用者のみ)
	保険料徴収 対象収入の 上限	106,800ドル/年 【903万円/年】	(844ポンド/週の超過分は 保険料率軽減) 【595万円/年】	(2,859ユーロ/月の超過分は 保険料率軽減) 【367万円/年】	旧西ドイツ州: 64,800ユーロ/年 【693万円/年】 旧東ドイツ州: 54,600ユーロ/年 【584万円/年】	410,763クローナ/年 【466万円/年】
	保険料徴収 対象の控除	(控除なし)	110ポンド/週以下部分は徴 収対象外 【78万円/年】	(控除なし)	(週15時間以内の短時間 労働者について、月収400 ~800ユーロ未満の場合 は事業主のみが保険料率 15%を負担する)	18,104クローナ/年以下部分 については労働者からの徴 収対象外 【21万円/年】
医療(介護)	保険料(税)率	(公的被用者医療制度なし)	(国庫負担)	医療保険: 13.9%(労0.75%・使13.15%) 介護保険: 1.95%(労使折半)	15.5%(労8.2%・使7.3%) (2009年上期)	6.71%(全額使用者負担)
	保険料徴収 対象収入の 上限			上限なし	44,100ユーロ/年 【472万円/年】	上限なし
失業	保険料(税)率	6%(全額使用者負担)		6.4%(労2.4%・使4%)	2.8%(労使折半)	
	保険料徴収 対象収入の 上限	上限なし	(年金保険料に含む)	11,436ユーロ/月 【1,468万円/年】	旧西ドイツ州: 64,800ユーロ/年 【693万円/年】 旧東ドイツ州: 54,600ユーロ/年 【584万円/年】	(原則保険料負担なし)

【2010年8月25日東京市場終値の為替レートで換算...米ドル:1ドル=84.56円、1ポンド=130.66円、1ユーロ=106.99円、1スウェーデンクローナ=11.35円】  
(出所)厚生統計協会「保険と年金の動向2009/2010」、各国社会保険関連当局ウェブサイト等を参考に大和総研制度調査課作成。

図表 13 海外主要国の労働者負担分の社会保険料率と保険料徴収対象収入のグラフ (2009年)



【2010年8月25日東京市場終値の為替レートで換算...米ドル:1ドル=84.56円、1ポンド=130.66円、1ユーロ=106.99円、1スウェーデンクローナ=11.35円】  
(出所)厚生統計協会「保険と年金の動向2009/2010」、各国社会保険関連当局ウェブサイト等を参考に大和総研制度調査課作成。

○日本では、2008年11月に厚生労働省で開催された社会保障審議会年金部会にて、厚生年金の財政状況を改善させるため、厚生年金保険料の徴収対象とする上限年収を引き上げる提案がされていた<sup>19</sup>。しかし、日本の年金の保険料徴収対象となる上限年収は、現状でも先進諸外国と比べ、比較的高い状況にあるといえる。

### 3-3. まとめ

○所得税の課税ベースを先進諸国と比較すると、（2010年度税制改正を反映すると）給与所得控除と社会保険料控除の金額が大きいため、日本の所得税の課税ベースは比較的狭い（ただし、基礎控除は先進諸国より少ないといえる）。給与所得控除と社会保険料控除は、収入が増えるにつれ控除額も増加していくため、日本では高所得者においても課税ベースが小さくなっている。

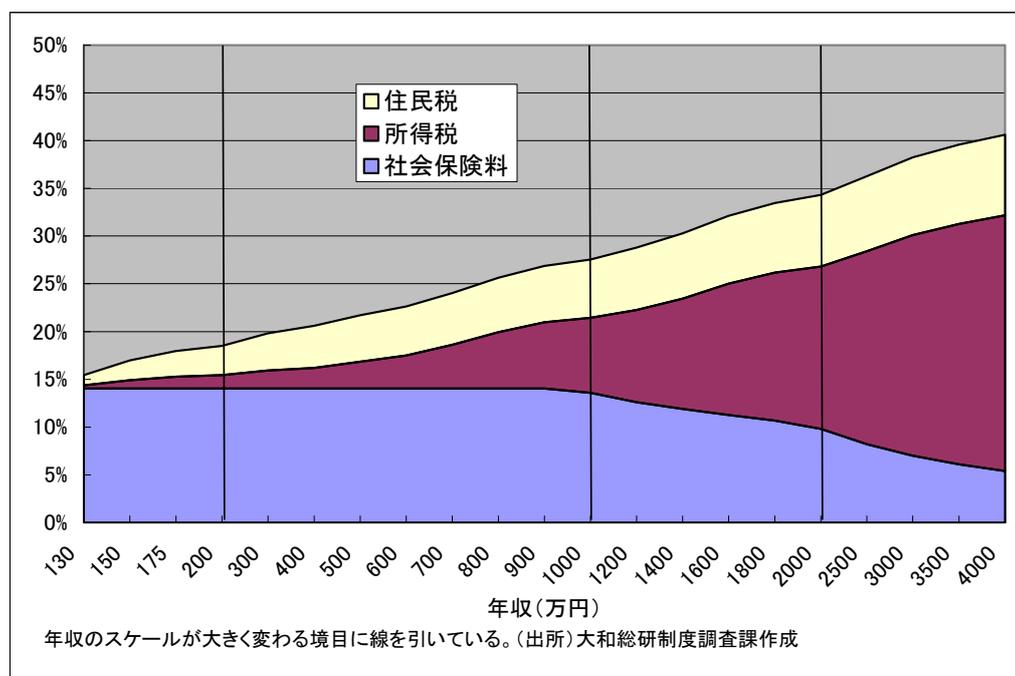
○社会保険料の課税ベースを先進諸国と比較すると、保険料徴収の対象となる収入の上限が比較的高いため、日本の社会保険料の課税ベースは比較的広い。

## 4. 所得税の累進性回復・税収増のための改正案

### 4-1. 税+社会保険料の合計負担

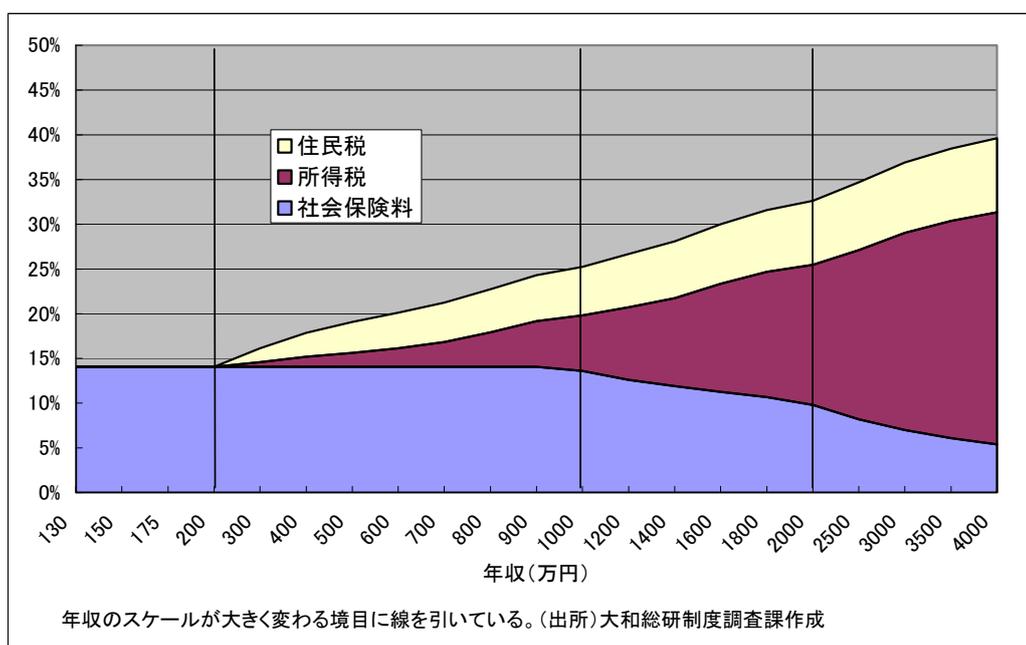
○2010年度税制改正後（単身世帯については2010年度税制改正の影響を受けないため現行税制）の税・社会保険料が収入に占める割合を単身世帯と、片働き子ども2人の4人世帯（高校生と中学生以下の子が1人ずつ）についてグラフにしたものが、図表14、図表15である。いずれも、協会けんぽ（保険料率は全国平均値、介護保険含む）・厚生年金に加入している場合を想定している。

図表14 税・社会保険料が収入に占める割合（単身世帯：現行税制）



<sup>19</sup> 拙稿「厚労省・高所得者の年金保険料引上げ案の詳細分析」（2008年11月21日発表）を参照。

図表 15 税・社会保険料が収入に占める割合（4人世帯：2010年度税制改正反映後）



- 社会保険料徴収の対象となる収入には上限があるため、年収1,000万円程度から社会保険料が収入に占める割合が低下し始める。しかし、所得税が収入に占める割合がそれ以上に増加するため、税と社会保険料の合計額の収入に占める割合は年収の増加に合わせて増加を続ける。
- 単身世帯と、4人世帯を比べてみると、年収に占める社会保険料の割合は同じで、所得税と住民税の割合は4人世帯の方が低くなっている。
- その比率の差は年収が低い場合にはある程度の差がある（年収200万円の場合、単身世帯では所得税と住民税の合計で年収の4.47%を負担、4人世帯では所得税・住民税いずれもゼロ）。しかし、年収が高くなるにつれ、その比率の差は小さくなる（年収1,000万円の場合、単身世帯では所得税と住民税の合計で年収の14.01%を負担、4人世帯では、所得税と住民税の合計で年収の11.69%を負担）。

#### 4-2. 所得税の累進性回復・税収増のための改正案

- 所得税の課税ベース拡大による累進性の拡大、および税収増を目指す場合、扶養控除、配偶者控除、社会保険料控除、給与所得控除などの廃止・縮減が考えられる。その際、先進諸外国の所得控除や給与所得者の経費の概算控除制度と比較した際、日本が突出しているのは、社会保険料控除と給与所得控除による課税ベースの減少であった<sup>20</sup>。そのため、社会保険料控除と給与所得控除を改正することにより、日本の所得税は課税ベースを拡大する余地があるものと考えられる。
- 一方、社会保険料の課税ベースについては、日本の社会保険料の徴収対象となる収入の上限は先進諸外国と比べて比較的高いといえ、上昇させる余地が少ないものと考えられる。

<sup>20</sup> 配偶者控除については、同名の控除はなくとも、アメリカ・ドイツにおいては配偶者がいることによる実質的な課税ベー

○ここでは、課税ベースの拡大による累進性の拡大および税収増を目指すため、給与所得控除と社会保険料控除に上限を設定した場合に累進構造がどのように変わるか、どの程度の税収増が得られるのかの試算を行う。

#### 所得税の累進性回復・税収増のための改正案

給与所得者の所得税および住民税について以下の改正を行う。

ケース①：所得税および住民税について給与所得控除の上限を 200 万円とし、社会保険料控除の上限を 100 万円とする。

ケース②：所得税および住民税について給与所得控除を一律 100 万円とし、社会保険料控除を廃止する。給与所得者 1 人あたり一律 18 万円の「社会保険料還付つき税額控除」を創設する。

○ケース①は、年収約 800 万円で給与所得控除・社会保険料控除の額が上限に達し、それ以後両控除が増加しなくなることにより、所得税と住民税の負担を増やす改正案である。所得税（と住民税）の課税ベースを拡大し、増収を確保しつつも 16 歳以上の扶養控除や配偶者控除の廃止と異なり、中低所得者に対しては負担増とならないようにする改正案である。

○2010 年度税制改正等で扶養控除と旧児童手当を子ども手当に置き換えた際、旧児童手当に設定されていた年収 800 万円程度の所得制限が撤廃されたため、年収 800 万円～1,500 万円程度の子どもがいる世帯において、それ以下の年収の世帯よりも制度改正による手取り収入の増加が大きくなるという逆転現象が生じた<sup>21</sup>。年収 800 万円以上の所得層に対して増税を求めると、この逆転現象を緩和させることができる<sup>22</sup>。

○ケース②は、給与所得控除を年収によらず一律 100 万円とし（アメリカに類似した制度とする）、社会保険料控除を実額の所得控除から給与所得者 1 人あたり一律 18 万円の「社会保険料還付つき税額控除」にする案である。給与所得控除も社会保険料控除も年収によらず一定額とするとともに、社会保険に加入することができる最低所得者（年収 130 万円）の支払う社会保険料相当額である 18 万円を「社会保険料還付つき税額控除」に組み替える。「社会保険料還付つき税額控除」とは、税額控除について、所得税額、住民税額、社会保険料の順に控除する仕組みである<sup>23</sup>。

○「社会保険料還付つき税額控除」は所得控除としての社会保険料控除を大幅に圧縮することにより、大幅な課税ベースの拡大による増収が見込める一方で、「社会保険料還付つき税額控除」の導入により低所得者に対して社会保険料の軽減による格差縮小が期待できる案である。

○現行制度では社会保険料は所得によらず一定率で徴収されるため、低所得者にとって負担が比較的重いものとなっている。また、現行制度では社会保険の加入要件である年収 130 万円を超えた時点で、多額の社会保険料の納付が必要となり、手取り収入が大幅に低下するため、特に主婦のパート労働について労働抑制・労働調整

スの軽減が行われている。

<sup>21</sup> 詳細は、拙稿「2011 年以降の子育て世帯の手取り収入の変化」（2010 年 6 月 28 日発表）を参照。

<sup>22</sup> 仮に子ども手当に所得制限を設けるとすると市町村において膨大な事務負担が必要となるが、給与所得控除・社会保険料控除に上限を設けることによる追加的な事務負担は僅少で済む。

<sup>23</sup> 社会保険料相当額を還付する税額控除の仕組みはオランダについて同様の仕組みが取られている。実務上は所得税・住民税は不徴収とし、社会保険料については年末調整などの際にいったん支払った保険料相当額を還付する手続きが考えられるため「社会保険料還付つき税額控除」と名づけた。

の要因になっている（いわゆる「130万円の壁」問題）<sup>24</sup>。「社会保険料還付つき税額控除」を導入し、控除額を18万円とすると、年収130万円ちょうどのとき社会保険料負担はゼロとなり、それから年収が増えるにつれ、少しずつ社会保険料が増加するようになる。このため、低所得者に対して社会保険料負担を軽減でき、かつ、「130万円の壁」の問題を解決できる。

- なお、ケース②における「社会保険料還付つき税額控除」の導入は、給与所得者についてのみ<sup>25</sup>実施することを想定し、自営業者・退職者等については現行の社会保険料控除を維持するものとした。「社会保険料還付つき税額控除」の対象を給与所得者に限定した理由は、給与所得者は現状において（住宅費等の一部のFRINGE・ベネフィットを除き）ほぼ正確に所得が捕捉されているためである。
- 民主党は「INDEX2009」にて「給付つき税額控除」について、納税者番号制度の導入を前提として「税額控除額全額を控除するだけの税額がなく、給付を受けることになる場合は、その給付額はまずは年金や医療等の社会保険料負担分と相殺することを検討します」としている。
- 筆者は、給与所得者に限っては、納税者番号制度の導入を前提としなくとも、社会保険料控除を「社会保険料還付つき税額控除」に改組することは可能であると考えている。納税者番号制度の導入により所得が正確に捕捉された後は自営業者・退職者等についても「社会保険料還付つき税額控除」の対象とすればよいものと考えている。
- なお、民間研究所等において近年提言されている「給付つき税額控除」の導入案は、扶養控除や配偶者控除の廃止・縮小や消費税増税分を財源とする案が主となっている<sup>26</sup>。一方で、給与所得控除の廃止・縮小や、社会保険料控除の廃止・縮小による「給付つき税額控除」の導入案は現在のところ見受けられない<sup>27</sup>。
- 扶養控除や配偶者控除の廃止・縮小や消費税増税分を財源とする場合、扶養控除や配偶者控除の控除額が収入により一定であったり、年収に占める消費税の負担割合が収入の増加につれ減少したりするため、高所得層に求められる負担増は限定的となる。一方、給与所得控除や社会保険料控除は現行制度では収入が増加するほど控除額が増加するため、これを縮小・廃止すると高所得層ほど高い負担増を求められる。筆者は、高所得層に負担増を求め所得税の所得再分配機能を高めつつ、増収を目指す現在の政府・与党の税制改正方針には「社会保険料還付つき税額控除」の導入がより適しているものと考えている。

<sup>24</sup> 「130万円の壁」については拙稿「『103万円の壁』廃止後もなお残る『130万円の壁』（詳細）」（2009年11月24日発表）を参照。

<sup>25</sup> 給与所得者については、健康保険（組合健保または協会けんぽ）・厚生年金に加入している者だけでなく、国保・国民年金に加入している者についても「社会保険料還付つき税額控除」の対象とすることを想定した。国保・国民年金に加入している給与所得者については、本レポートの補足にて追記する。

<sup>26</sup> 扶養控除・配偶者控除の廃止・縮小や消費税増税を財源とした（もしくは消費税増税の影響を緩和することを目的とした）給付つき税額控除の提言としては、東京財団「給付付き税額控除 具体案の提言～バラマキではない『強い社会保障』実現に向けて～」、鈴木善充「税制改革による格差是正策の検討」（KISER Discussion Paper Series No.19）、大和香織「消費税増税に伴う低所得者対策の検討～軽減税率よりも給付付き税額控除単独の導入を」（『みずほ日本経済インサイト』）などを参照。

<sup>27</sup> 給与所得控除の縮小を提言したものとしては、日本税理士会連合会「平成23年度・税制改正に関する建議書」、社会保険料控除の縮小を提言したものとしては、岡本悦司「社会保険料控除による税収減の推計」（『週刊社会保障』2008年9月22日号）などがある。しかし、これらは給付つき税額控除との組み合わせを主張したものではない。

#### 4-3 改正案の試算結果

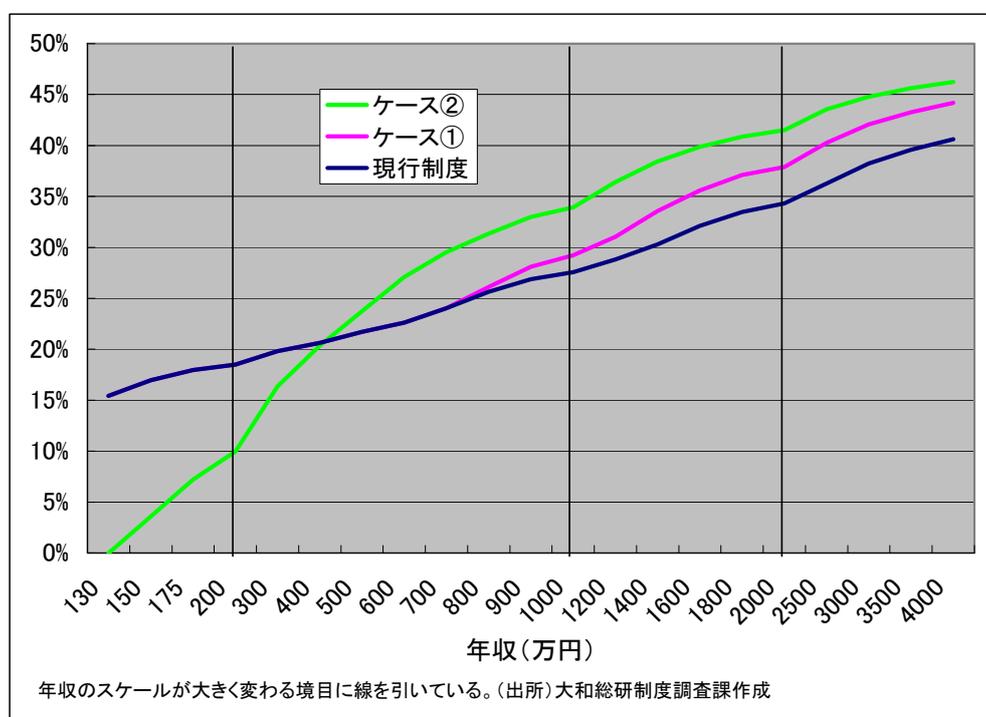
○改正案実施による税・社会保険料の合計負担や税収等の試算を行った。試算の際の主な前提は以下の通りである。

- ・改正案の実施による税・社会保険料合計の負担率の変化の試算については、協会けんぽ(介護保険料含む)・厚生年金・雇用保険に加入しているものとして試算を行っている。税制は2010年度改正後のもの(ただし、生命保険料控除については旧契約を継続しているものとし、所得税5万円、住民税3.5万円とした)、社会保険料率は2010年度の値を用いた。
- ・税収等の変化の試算については、年収2,000万円以下の給与所得者(年末調整を行う者)については「民間給与実態統計調査」、年収2,000万円超の給与所得者(年末調整を行わず確定申告を行う者)については「申告所得税標本調査結果」を用いた<sup>28</sup>。いずれも2008年度の値を用いた。具体的には、年収(または年間所得)階級ごとに、1人あたりの給与所得控除・社会保険料控除額を改正案実施後の数値に変えた場合の1人あたりの税額を算出し、これに適用人数をかけて改正後の制度での全体の税収を求め、現行の税収との差額を求めた。税額控除後の所得税額がマイナスとなった場合、まず住民税から控除し、住民税額がゼロになってなお余りがある場合は社会保険料から還付するものとした。
- ・単身世帯と4人世帯の場合について分析した。4人世帯については、夫がサラリーマン・妻が専業主婦、子どもが2人のうち1人が高校生、1人が中学生以下とした。

#### ◆単身世帯

○改正案の実施によって、年収に占める所得税・住民税・社会保険料合計の負担率(以下、負担率)は以下の図表16のように変化する。

図表16 改正案の実施による税・社会保険料合計の負担率の変化(単身世帯)



○給与所得控除と社会保険料控除を年収約800万円打ち止めにするケース①では、年収800万円を超える者の負担率を増加させる。負担率は、年収1,000万円現行の27.55%から29.23%に(1.68ポイント増)、年収

<sup>28</sup> 主たる所得が給与所得であり、合計所得金額が2,000万円超の者を年収2,000万円超の給与所得者とみなした。

2,000 万円で 34.31%から 37.89%に (3.58 ポイント増)、年収 4,000 万円で 40.62%から 44.19%に (3.57 ポイント増)それぞれ増加する。年収 2,000 万円程度までは年収が高くなるほど負担率の増加幅も大きくなり、年収 2,000 万円程度を超えると負担率の増加幅がほぼ同じとなる点特徴的である。全体として、高所得者により大きな負担増を求めることができるものといえる。

○給与所得控除を一律 100 万円とし、社会保険料控除を廃止し、給与所得者 1 人あたり一律 18 万円の「社会保険料還付つき税額控除」を創設するケース②では、年収 450 万円前後を境に、それ以下の者については、負担率が減少する。年収 450 万円以上の者については負担率が増加する。

○負担率は、年収 600 万円で現行の 22.63%から 27.11%に (4.48 ポイント増)、年収 800 万円で 25.63%から 31.34%に (5.71 ポイント増)、年収 1,000 万円で 27.55%から 33.94%に (6.39 ポイント増)、年収 2,000 万円で 34.31%から 41.51%に (7.2 ポイント増)、年収 4,000 万円で 40.62%から 46.24%に (5.62 ポイント増)とそれぞれ増加する。負担率の増加幅は、年収 2,000 万円程度まで増加していき、年収 2,000 万円程度を超えると若干減少する。全体としては、高所得者により大きな負担増を求めることができるものといえる<sup>29</sup>。

#### ◆「130 万円の壁」について

○図表 16 における、現行制度および改正案による税・社会保険料合計の負担率のグラフは、単身世帯だけでなく、税法上の扶養親族がない給与所得者全般についてもあてはまる。したがって、夫がサラリーマンで妻がパートで働く場合、妻本人の税・社会保険料合計の負担率についても図表 16 と同じ形を示す。

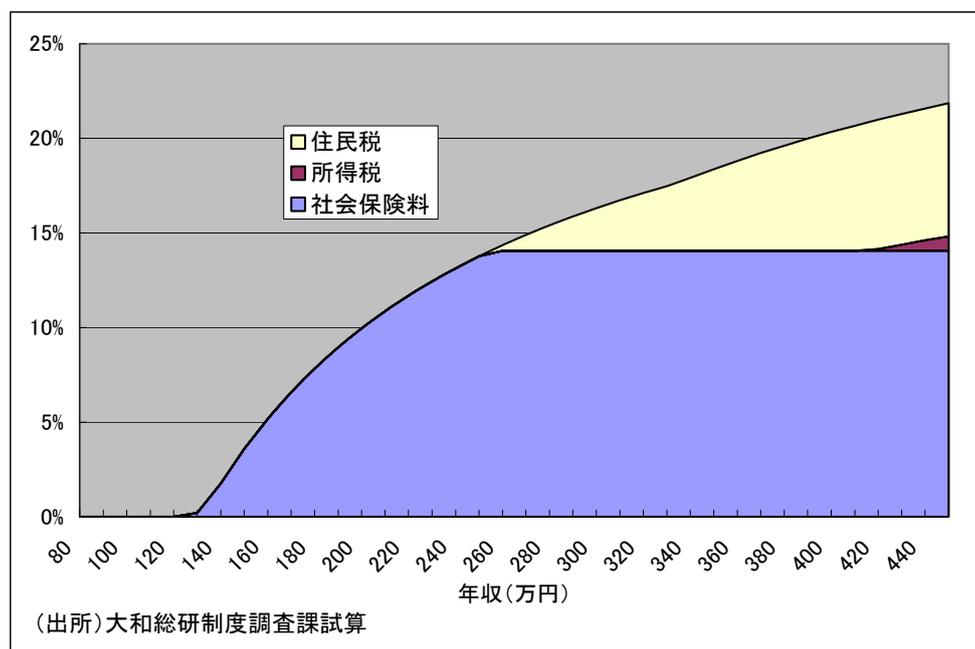
○現行制度においては、夫がサラリーマンである場合、妻の収入が 130 万円未満ならば、夫の扶養扱いとし妻本人の社会保険料負担はない。しかし、妻の収入が 130 万円以上ならば、社会保険への加入が求められ、年収の 14%程度の社会保険料の支払が求められる。このため、年収が 130 万円～160 万円程度の場合、年収 129 万円のときよりも手取り収入が減少することとなる。

○「社会保険料還付つき税額控除」を導入するケース②においては、この「130 万円の壁」がなくなる。

○ケース②における単身世帯（および税法上の扶養親族がない者）の年収 450 万円以下の部分について、所得税・住民税・社会保険料の内訳を示したものが次のページの図表 17 である。

<sup>29</sup> 年収 2,000 万円超の所得層に対して、ケース②実施による「税・社会保険料合計の負担率」の増加幅を年収 2,000 万円の者よりも大きくするためには、最高税率の引き上げや「社会保険料還付つき税額控除」の所得制限などが必要となる。

図表 17 ケース②実施時の年収に占める所得税・住民税・社会保険料の内訳（単身世帯）



○以下、年収が130万円（健康保険・厚生年金の加入条件を満たす）を超えたときから、社会保険料が少しずつ増加する仕組みを具体例をあげて説明する（以下の例では全て1万円未満の税・社会保険料を四捨五入している）。

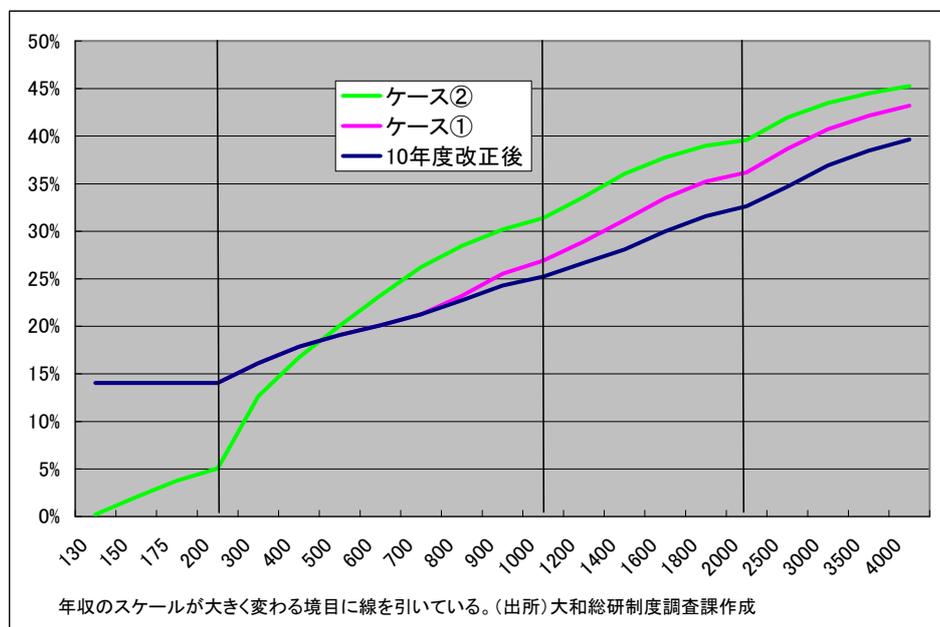
- ・年収129万円のときは、健康保険・厚生年金は被扶養扱いとなるため、税額控除前の社会保険料負担は雇用保険の1万円のみ、税額控除前の所得税額・住民税額は0である。「社会保険料還付つき税額控除」は、所得税・住民税から控除できないため、支払った社会保険料の1万円が還付される（残りの控除額17万円は切り捨てられる）。従って、税額控除適用後は、所得税・住民税・社会保険料すべて0になる。
- ・年収130万円ちょうどするとき、税額控除適用前の所得税額は0、住民税額は0、社会保険料は18万円である。このとき、「社会保険料還付つき税額控除」は、所得税・住民税から控除できないため18万円全額が社会保険料から還付する。従って、税額控除適用後は、所得税・住民税・社会保険料すべて0になる。
- ・年収150万円のときは、税額控除適用前の所得税は1万円、住民税は2万円、社会保険料は21万円である。このとき、「社会保険料還付つき税額控除」は、まず所得税・住民税から控除を行い、残りの15万円について社会保険料から還付する。従って、税額控除適用後は、所得税・住民税は0、社会保険料が6万円となる。
- ・年収260万円のとき、税額控除適用前の所得税は6万円、住民税は13万円、社会保険料は37万円である。所得税と住民税の合計が18万円を超えるため、社会保険料からの還付はなくなる。税額控除適用後は、所得税が0、住民税が1万円、社会保険料が37万円となる。
- ・年収430万円のとき、税額控除適用前の所得税は19万円、住民税は29万円、社会保険料は59万円である。所得税が18万円を超えるため、税額控除は所得税のみからとなる。税額控除適用後は、所得税が1万円、住民税が28万円、社会保険料が59万円となる。

○最低社会保険料相当額部分について、社会保険料からの還付が可能となるため、年収が130万円を超えても、一度に社会保険料が大幅に増加することはなく、超えた分に対する社会保険料しか払わなくて済む（これにより、いわゆる「130万円の壁」問題は解決される）。

## ◆4人世帯

○改正案の実施によって、年収に占める所得税・住民税・社会保険料合計の負担率（以下、負担率）は以下の図表 18 のように変化する。

図表 18 改正案の実施による税・社会保険料合計の負担率の変化（4人世帯）



○改正案の実施によって、ケース①の場合は年収約 800 万円以上の場合に負担が増加する。ケース②の場合は年収約 450 万円を境にそれ以下の場合には負担が減少し、それ以上の場合には負担が増加する。この構造については単身世帯の場合と 4 人世帯の場合とほぼ同じである。

○ケース②を実施すると、4 人世帯の場合、年収 200 万円以下の場合の税・社会保険料合計の負担率が（単身世帯の場合よりも）大きく減少する。これは、所得税・住民税がともに非課税となるため、「社会保険料還付つき税額控除」により社会保険料が 18 万円還付されるためである<sup>30</sup>。

## ◆改正案実施による増収効果

○改正案の実施による増収効果の試算結果は、以下の図表 19 に示される。

図表 19 改正案の実施による増収効果（単位：億円）

		所得税額	住民税額	社会保険料	合計
ケース①	給与所得控除上限200万円・ 社会保険料控除上限100万円	3,503	2,027	0	5,530
ケース②	給与所得控除一律100万円・ 社会保険料還付つき税額控除一律15万円	7,163	31,917	-13,105	25,975

(出所)大和総研制度調査課試算

<sup>30</sup> なお、4人世帯で年収 200 万円以下の場合、収入の基準としては生活保護を受けることも可能である（生活保護を受けるためには、その他にも資産の状況等が審査される）。現行制度下では、生活保護を受けた場合、社会保険料および勤労控除後の給与収入と最低生活費を比べて、最低生活費に満たない金額について生活扶助費が支給される。

○ケース①では約 5,500 億円の増収、ケース②では約 2 兆 6,000 億円の増収が見込める。ケース②の増収額は、基礎年金の国庫負担分の不足額 2 兆 5000 億円に相当した額であり、これを基礎年金の国庫負担分に充てることで現行の年金制度を当面安定的に維持することができるようになる。

## 5. まとめ

○日本と先進諸外国の所得税と社会保険料の課税ベースを比較すると、日本においては社会保険料の課税ベースは先進諸国よりやや広い一方、所得税の課税ベースが狭いことがわかる。その主な原因は上限なく認められる社会保険料控除と、収入に応じて上限なく増加する給与所得控除にある。両控除を制限することにより、日本の所得税は課税ベースの拡大と累進構造の回復の余地がある。

○例えば、給与所得控除の上限を 200 万円、社会保険料控除の上限を 100 万円とすると、約 5,500 億円の増収が見込まれる。給与所得控除を一律 100 万円とし、社会保険料控除を廃止して給与所得者 1 人あたり 18 万円の社会保険料還付つき税額控除を導入すると、約 2 兆 6,000 億円の増収と、低所得者の社会保険料負担の軽減を同時に図ることが可能である。

## 補足. 国保・国民年金に加入している給与所得者について

### 補足－1. 国保・国民年金に加入している給与所得者

○本レポートでは、健康保険（組合健保または協会けんぽ）・厚生年金に加入している給与所得者を前提として分析を行っている。しかし、実際には給与所得者の中には、国民健康保険<sup>31</sup>・国民年金（第 1 号被保険者）<sup>32</sup>の被保険者も一部含まれている。

○給与所得者は、原則として厚生年金や健康保険（健保組合または協会けんぽ）<sup>33</sup>に加入することとなっているが、事業所によっては厚生年金や健康保険の加入が義務付けられていない場合もある。

○法律上は、個人事業であり、法定 16 業種以外の事業（第一次産業、接客娯楽業、法務業、宗教業などが該当）であるか、常時使用する従業員が 5 人未満であれば、厚生年金と健康保険に加入しなくてもよい<sup>34</sup>。このため、正社員として働いていながら、厚生年金や健康保険に加入していない者もいる（また、厚生年金や健康保険の強制加入に該当するが、実際には加入していない事業所も存在するものと考えられる）。

<sup>31</sup> 国民健康保険には、市町村国保と国保組合の 2 種類があるが、このレポートでは市町村国保に加入している場合を考える。

<sup>32</sup> 法律上は、厚生年金や共済年金に加入している者は国民年金第 2 号被保険者として扱われており、国民年金の加入者でもある。一方、厚生年金・共済年金に加入せず、第 2 号被保険者の被扶養配偶者（第 3 号被保険者）でもない場合は、国民年金第 1 号被保険者となる。ただし、本レポートでは一般の呼称に合わせて国民年金第 1 号被保険者のことを「国民年金の加入者」と呼び、厚生年金に加入している者を「厚生年金の加入者」と呼ぶ。

<sup>33</sup> 本レポートでは、「健康保険」と単に呼ぶときは、健康保険法の適用対象である健保組合または協会けんぽを指し、国民健康保険を含まないものとする。

<sup>34</sup> 厚生年金保険法 6 条、健康保険法 3 条

○なお、パートタイマーや契約社員など、いわゆる非正規社員として働いていても、労働日数・労働時間がともに通常の労働者の4分の3以上であれば厚生年金・健康保険に加入することとなっている(内管にて規定)が、この要件を満たさないために厚生年金や健康保険に加入していない者もいる(労働日数・労働時間の要件を満たしているが、実際には厚生年金や健康保険に加入していない者もいるものと考えられる)。

補足図表1 国民年金第1号被保険者の職業別構成比(%)

被保険者の年齢階級	自営業主	家族従業者	常用雇用	臨時・パート	無職	不詳
総数	15.9	10.3	13.3	26.1	30.6	3.8
20～24歳	2.7	2.4	19.0	35.8	37.1	2.9
25～29歳	7.4	8.3	20.1	31.0	29.3	3.8
30～34歳	12.5	10.7	14.6	26.5	32.2	3.5
35～39歳	19.8	12.5	13.3	23.9	26.1	4.3
40～44歳	21.5	16.3	10.7	22.8	24.8	3.9
45～49歳	25.9	12.9	13.6	20.7	23.5	3.4
50～54歳	26.0	13.9	9.4	21.5	25.4	3.7
55～59歳	21.6	12.0	4.2	20.0	37.2	4.9

(出所)厚生労働省「平成20年国民年金被保険者実態調査結果のポイント」

補足図表2 国民健康保険加入者の世帯主(擬制世帯主<sup>35</sup>除く)の職業別構成比(%)

世帯主の年齢階級	農林水産業	その他の自営業	被用者	その他の職業	無職
総数	3.4	17.3	33.7	6.0	39.6
0～19歳	0.0	0.0	34.3	4.2	61.4
20～24歳	0.1	2.8	65.3	4.2	27.5
25～29歳	0.4	7.6	71.1	2.3	18.6
30～34歳	0.8	15.2	65.4	2.8	15.8
35～39歳	0.9	22.8	57.3	3.0	16.0
40～44歳	1.7	26.4	53.2	2.9	15.7
45～49歳	3.1	28.8	48.2	3.5	16.4
50～54歳	4.4	28.7	44.8	3.7	18.4
55～59歳	5.2	29.1	40.1	4.6	21.0
60～64歳	4.0	19.0	33.8	6.4	36.9
65～69歳	3.6	12.1	21.3	8.1	54.9
70～74歳	4.2	9.1	10.2	8.4	68.1

(出所)厚生労働省「国民健康保険実態調査」(2008年度)

○国民年金第1号被保険者のうち「常用雇用」の者の割合は13.3%あり、「臨時・パート」を合わせると39.4%となる(補足図表1)。また、若い世代ほど、国民年金第1号被保険者のうち常用雇用または臨時・パートとして働いている者の割合が高い傾向にある。国民健康保険加入者の世帯主の職業別構成比をみると、33.7%が「被用者」で占められており、その割合は概ね若い世代ほど高くなっている(補足図表2)。

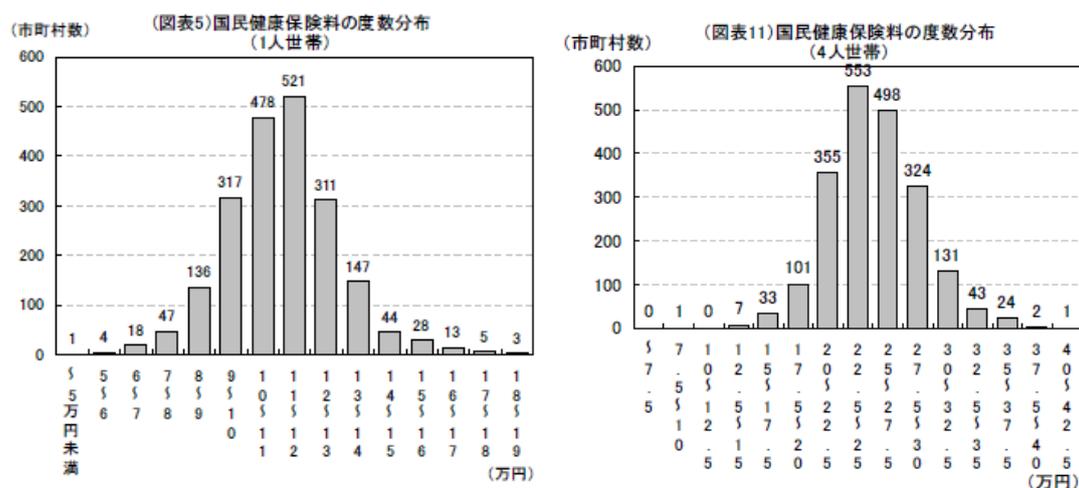
<sup>35</sup> 国民健康保険は世帯単位の加入であり、保険料の納付義務者は世帯主である。例えば、夫(世帯主)がサラリーマンとして協会けんぽに入り、妻が自営業主として国民健康保険に入る場合、夫は国民健康保険の被保険者ではないが、世帯主として世帯単位の国民健康保険の納付義務者となる。このような国民健康保険の被保険者ではない世帯主を擬制世帯主という。

## 補足－ 2. 国保・国民年金の保険料

## ◆国保の保険料

○国保の保険料は、市町村ごとに保険料の決め方及び保険料率が異なっている。また、保険料減免の基準も市町村により異なっている。日本総研の調査によると、貧困線<sup>36</sup>付近（1人世帯で年収 133.9 万円、4人世帯で年収 261.9 万円）の所得層が負担している国民健康保険料は、1人世帯で平均 11.1 万円、4人世帯で平均 25.2 万円と推計されている<sup>37</sup>。なお、市町村別の保険料の分布は以下の補足図表 4 のようになっており、市町村により保険料のばらつきも大きい。

補足図表 3 貧困線付近の所得層の国民健康保険料負担



(出所) 日本総研「貧困線近辺の所得層の国民健康保険料負担－試算と提言－」

## ◆国民年金の保険料

○国民年金の保険料は、所得によらず一律で定められている（2010年度は月額 15,100 円）が、所得が一定以下（補足図表 4）であれば保険料の免除が受けられる（ただし、保険料の免除を受けると将来の国民年金の受給額も一定割合減少する）。その際の「所得」は地方税法の総所得金額等の金額で判定され、給与所得や事業所得などが含まれる。

<sup>36</sup> 日本総研のレポートでは、厚生労働省の相対的貧困率の試算に基づき、「貧困線」を世帯の可処分所得（世帯人員の影響を調整後）が国内全体の中央値の 50%の水準としている。この可処分所得から、税引前・社会保険料引前（ただし、社会保険は厚生年金・協会けんぽに加入しているものとした）の給与収入の水準を割り戻し、1人世帯で年収 133.9 万円、4人世帯で 261.9 万円を「貧困線」としている。

<sup>37</sup> 日本総研「貧困線近辺の所得層の国民健康保険料負担－試算と提言－」（2010年1月8日発表）

[http://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/pdf/company/release/2010/100108/jri\\_100108.pdf](http://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/pdf/company/release/2010/100108/jri_100108.pdf)

補足図表4 国民年金の申請免除を受けられる年収基準（万円）

	単身世帯の場合		扶養親族3人の場合	
	所得	給与収入換算	所得	給与収入換算
全額免除	57	122.0	162	257.2
3/4免除	78	143.0	192	300.0
半額免除	118	194.3	232	357.2
1/4免除	158	251.4	272	407.5

(出所)大和総研制度調査課作成

○給与所得者でありながら、国保・国民年金に加入している場合、保険料については労使折半とならず全額自己負担しなければならなくなるため、健康保険・厚生年金に加入している者と比べて社会保険料負担が重い<sup>38</sup>。

## ◆保険料の未納問題

○国保・国民年金は、保険料は給料からの源泉徴収ではなく、銀行振り込み等によって加入者が直接納付する。このため、制度上、保険料の未納が起きやすい。

○2008年度の現年度分の保険料の収納率は厚生年金・政管健保（現在の協会けんぽ）がほぼ100%であるのに対し、国保は88.4%、国民年金は65%と著しく低い（補足図表5）。

補足図表5 各種社会保険制度の保険料収納率

	政管健保 (現・協会けんぽ)	厚生年金	国民健康保険(市町村)	国民年金
現年度分	-	98.1%	88.4%	65.0%
過年度分を含む	97.2%	98.4%	-	-

(注)「現年度分」とは、2008年度分の保険料の収納率であり、「過年度分を含む」は、2008年度分の保険料及び前年度までの未徴収分の保険料の合計に対する収納率である。国民年金については、収納率を金額ベースでなく月数ベースで計算している。(出所)政管健保:日本年金機構「平成21事業年度業務実績報告書」、厚生年金:厚生労働省「国民年金保険料納付率の推移」、国民健康保険:厚生労働省「平成20年度国民健康保険(市町村)の財政状況等について」、国民年金:厚生労働省・日本年金機構「平成21年度における国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について」

○国民年金の未納者の割合について職業別にみると、「常用雇用」、「臨時・パート」の者の割合が「自営業主」・「家族従業者」に比べて高くなっている<sup>39</sup>（国保については職業別の未納率の統計はないが、同様と考えられる）。

○国民年金を納付しない理由としては、「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」が64.2%と多くの割合を占めている<sup>40</sup>（国保については納付しない理由についての公的な調査はないが、同様と考えられる）。

○一般的には、国保・国民年金に加入している給与所得者は、健康保険・厚生年金に加入している給与所得者よりも収入が少ない傾向にある。世帯主が「被用者」として働きながら国保にしている世帯の平均年収は339.4万円<sup>41</sup>であり、協会けんぽ加入者の平均年収385.9万円<sup>42</sup>、組合健保加入者の平均年収551.7万円<sup>43</sup>と比べて少

<sup>38</sup> ただし、健康保険・厚生年金の加入者についても、もしこれらの保険料の企業負担がなければその分だけ余分に給料が支払われていた（もしくは、社会保険料の企業負担分だけ給料が引き下げられている）として、実質的に企業負担分の社会保険料も負担していると考えた場合は、この問題は生じない。

<sup>39</sup> 厚生労働省・日本年金機構「平成21年度における国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について」より

<sup>40</sup> 厚生労働省・日本年金機構「平成21年度における国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について」より

<sup>41</sup> 厚生労働省「国民健康保険実態調査」（2008年）における「被用者」の平均所得（旧ただし書き所得）の219.6万円を給

ない。

- 国保や国民年金に加入している給与所得者については、少ない所得の中から比較的高い割合の保険料を納めなければならないため、保険料を未納にしてしまう者が多いといえる。
- 特に低所得者の社会保険料負担について分析する際には、健康保険・厚生年金に加入している場合だけでなく、国保・国民年金に加入している場合にも留意する必要がある。

### 補足－3. 税＋社会保険料の合計負担と改正案

- 国保・国民年金に加入している給与所得者について、協会けんぽ・厚生年金に加入している給与所得者と同様に、税と社会保険料の合計負担を求めた。また、本レポート4－2.と同様に、給与所得控除を一律100万円とし、社会保険料控除を一律18万円の「社会保険料還付つき税額控除」に改組する改正案のケース②を実施した場合の影響を試算した(改正案のケース①については年収800万円以上の給与所得者の税負担を増加させるものであるため、ここで分析する国保・国民年金の給与所得者については影響を与えない)。
- ・国民健康保険については、市町村ごとに保険料算定方法が異なる。このため、県内給与水準が全国平均に近い、平均的な保険料水準、人口規模が中規模という点から兵庫県西宮市を代表ケースとした<sup>44</sup>。保険料については介護保険料を含むものとした。国民年金保険料は2010年度の金額を用いた(ケース②を実施したとしても(還付前の)社会保険料の計算方法および金額は変わらないものと仮定)。
- ・国民年金については、免除要件(補足図表4)に該当する場合は、免除申請を行うものとした。国民年金保険料は2010年度のコ額を用いた(ケース②を実施したとしても免除基準は変わらないと仮定)。
- ・4人世帯については、夫がサラリーマン・妻が専業主婦、子どもが2人でうち1人が高校生、1人が中学生以下とした。分析する年収の範囲は100万円～500万円とする(5人未満規模の企業の社員や、いわゆる非正規社員などが想定されるため)。

#### ◆現行制度の負担率

- 現行制度(4人世帯においては2010年度税制改正後の税制)における、国保・国民年金に加入している給与所得者の税＋社会保険料の合計負担は、次のページの補足図表6、補足図表7に示される。
- 国保・国民年金に加入している給与所得者については、同じ年収であれば、健康保険・厚生年金に加入している給与所得者よりも税・社会保険料が年収に占める割合が若干高い傾向にある。
- 例えば、年収200万円の単身世帯では、国保・国民年金の場合で15.68%、協会けんぽ・厚生年金の場合で14.05%

与収入に換算した。ただし、「世帯」の平均年収であるので、世帯の給与所得者1人あたりの平均年収ではさらにこれを下回る。

<sup>42</sup> 厚生労働省「健康保険被保険者実態調査」(2008年)における被保険者の平均標準報酬額

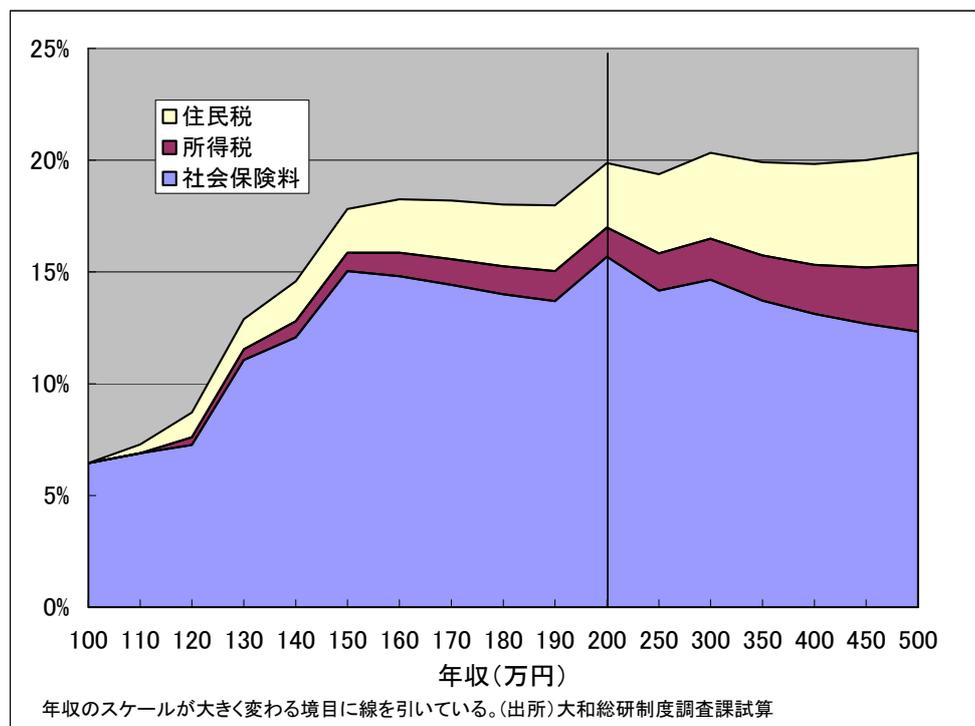
<sup>43</sup> 脚注42と同じ

<sup>44</sup> 兵庫県西宮市のプロフィール：兵庫県の給与所得者の所定内給与額・・・月額291,600円(全国平均：294,500円)【厚生労働省「賃金構造基本統計調査」による2008年度の値】、西宮市の1世帯あたり国民健康保険料・・・年159,354円(全国平均：157,695円)【国民健康保険中央会・都道府県国民健康保険団体連合会「国民健康保険の実態」により、2008年度の値】、西宮市の人口・・・482,179人【西宮市ウェブサイトより、2010年9月1日の値】

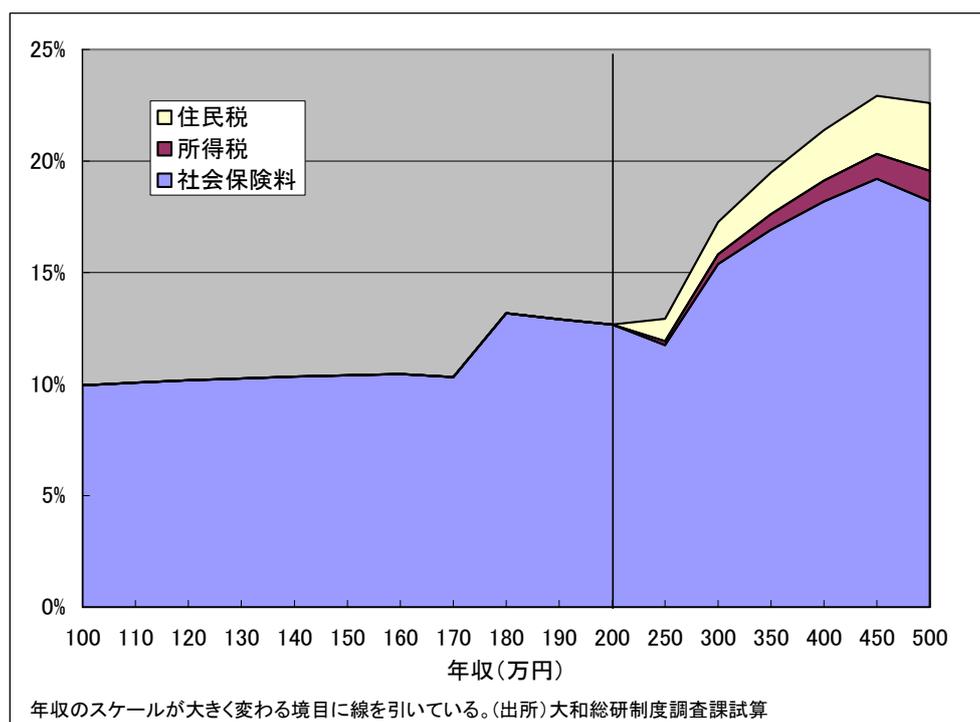
であり、年収300万円の4人世帯では、国保・国民年金の場合で17.27%、協会けんぽ・厚生年金の場合で16.14%である。

○その原因は、社会保険料が年収に占める割合が高いことにある（税としては、社会保険料控除が多くなる分、年収に占める負担率は協会けんぽ・厚生年金の給与所得者よりも若干低くなる）。

補足図表6 税・社会保険料が収入に占める割合（国保・国民年金／単身世帯：現行税制）



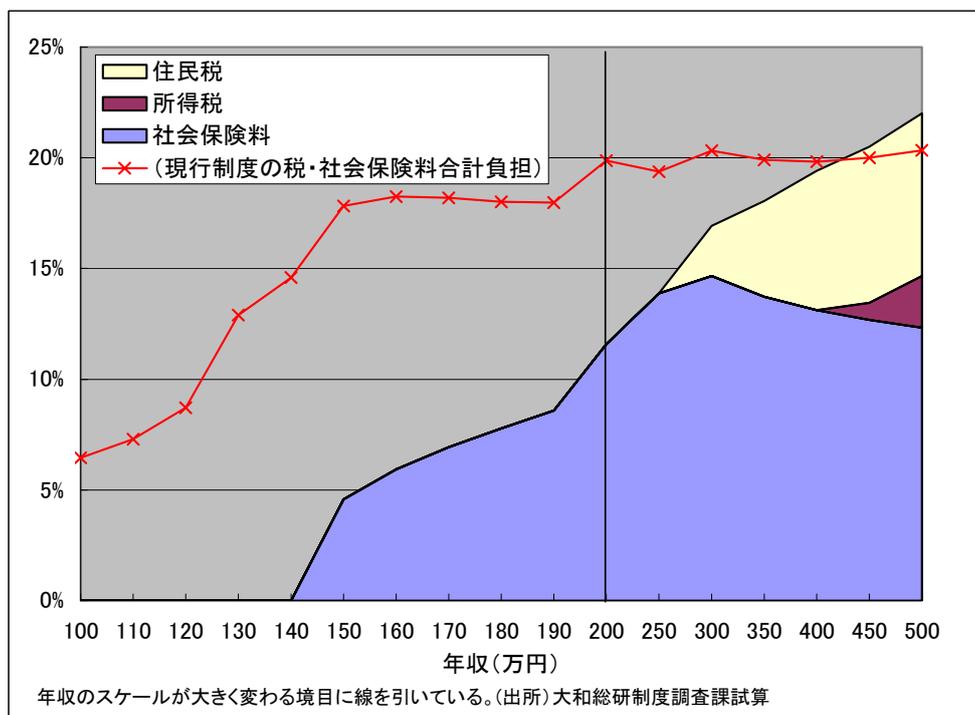
補足図表7 税・社会保険料が収入に占める割合（国保・国民年金／4人世帯：現行税制）



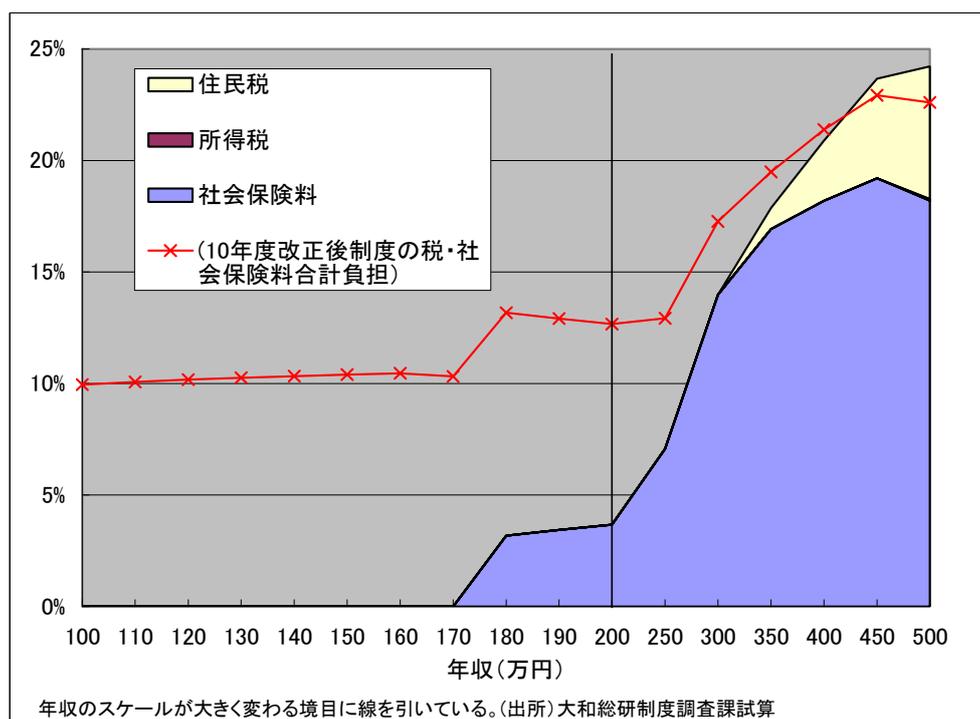
## ◆改正案（ケース②）実施の場合の負担率

○改正案（ケース②）を実施した場合の国保・国民年金の給与所得者についての税・社会保険料が収入に占める割合については以下の補足図表8、補足図表9に示される。

補足図表8 税・社会保険料が収入に占める割合（国保・国民年金／単身世帯：改正案ケース②実施）



補足図表9 税・社会保険料が収入に占める割合（国保・国民年金／4人世帯：改正案ケース②実施）



- 改正案ケース②を実施すると、低所得層について社会保険料負担を抑えることができる。保険料徴収は、単身世帯の場合は年収 140 万円から、4 人世帯の場合は年収 170 万円から始まる。
- 「社会保険料還付つき税額控除」を導入すると、健康保険・厚生年金に加入している給与所得者だけでなく、国保・国民年金に加入している給与所得者についても、低所得層の社会保険料負担を抑えることができる。
- 国保・国民年金については、経済的困難から未納者が多いため、「社会保険料還付つき税額控除」の導入は未納者を減らし、セーフティーネットを充実させることにも貢献できるだろう。

## 参考文献等

### 参考文献

- 岡本悦司「社会保険料控除による税収減の推計」（『週刊社会保障』2008年9月22日号）
- 小林豊「給与所得控除の理論的根拠についての考察」（『社会科学研究』29号 p.109-146、山梨学院大学、2009年）
- 鈴木善充「税制改革による格差是正策の検討」（KISER Discussion Paper Series No.19、2010年7月）
- 武田昌輔監修『DHC コメンタール所得税法』（第一法規株式会社、加除式）
- 田近栄治・八塩裕之「税収の確保と格差の是正～給付付き税額控除制度の導入」、（土井丈朗編『日本の税をどう見直すか』第2章、日本経済新聞出版社、2010年）
- 田中修司「給与所得控除の本質と課税最低限をめぐる問題-その改革をめぐって」（『北九州市立大学大学院紀要』19号 p.141-201、1995年）
- 東京財団「給付付き税額控除 具体案の提言～バラマキではない『強い社会保障』実現に向けて～」（2010年8月4日）
- 日本税理士会連合会「平成23年度・税制改正に関する建議書」（2010年6月24日）
- 日本総研「貧困線近辺の所得層の国民健康保険料負担-試算と提言-」（2010年1月8日）
- 安田純子「海外の保険料徴収・年金記録（1～22）」（『週刊社会保障』2007年7月16日号～12月24・31合併号）
- 山内直人「フリンジ・ベネフィット課税の経済分析」（『日本労働研究雑誌』429号、1995年）
- 大和香織「消費税増税に伴う低所得者対策の検討～軽減税率よりも給付付き税額控除単独の導入を」（『みずほ日本経済インサイト』、2010年8月9日）

### 統計・報告書等

- 米国 IRS "Tax Statics2010"
- OECD"Taxing Wage 2007"
- 国税庁「民間給与実態統計調査」（2008年度）、「申告所得税標本調査結果」（2008年度）
- 厚生労働省「平成20年国民年金被保険者実態調査結果のポイント」、「健康保険被保険者実態調査」（2008年）、「国民健康保険被保険者実態調査」（2008年）、「賃金構造基本統計調査」（2008年度）、「国民年金保険料納付率の推移」（2010年3月）、「平成20年度国民健康保険（市町村）の財務状況等について」
- 厚生労働省・日本年金機構「平成21年度における国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について」
- 日本年金機構「平成21事業年度業務実績報告書」
- 政府税制調査会「平成22年度税制改正大綱」
- 政府税制調査会専門家委員会「議論の中間的な整理」（2010年6月発表）

(旧) 政府税制調査会「わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択」(2000年)、「個人所得課税に関する論点整理」(2005年)

財団法人厚生統計協会「保険と年金の動向 2009/2010」

国民健康保険中央会・都道府県国民健康保険団体連合会「国民健康保険の実態」(2009年度版・・・集計値は2008年度のもの)

民主党「政策集 INDEX2009」(2009年7月)

#### 拙稿参照レポート

「厚労省・高所得者の年金保険料引上げ案の詳細分析」(2008年11月21日発表)

「『103万円の壁』廃止後もなお残る『130万円の壁』(詳細)」(2009年11月24日発表)

「2011年以降の子育て世帯の手取り収入の変化の試算」(2010年6月28日発表)

「政府税調専門家委『中間的な整理』の分析(総論編・各論編)」(2010年8月4日発表)